

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 395

2022 2

CONTENTS

視点・論点『人工知能』		1
I. アジアコンストラクト会議 25 周年記念誌発刊		2
II. カナダにおけるインフラの概況		3
III. 2021・2022 年度の建設投資見通し		17
IV. インボイス制度について		27



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 フロンティア御成門 8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: <https://www.rice.or.jp/>



人工知能 研究理事 三浦 文敬

機械には勝ち目がない、という分野は、いくらでもある。走っても跳んでも、自動車や飛行機にかなうはずもない。ところが、将棋の名人が人工知能に負けると、人間が負けた、と強く印象が残る。やはり頭脳で負けると、いかにも人間が負けた、という感じがする。機械は道具の延長なのだが、人工知能は、人間の競争相手なのかもしれない。

だから、藤井聡太竜王が、研究のためにパソコンを二台使用していると聞いたときは、これは、と思った。膨大なデータベースに基づいて新しい戦術を日夜研究しているうち、一台では処理能力が限界に達し、今では二台が竜王の相手をしているらしい。さすがに小さいときからコンピュータと戦っている世代は違う。二対一で相手をしている藤井竜王なら、最新の人工知能にも勝てるかもしれない。念のため申し添えるが、藤井竜王の頭脳は、電源や通信設備がないところでも、もちろん稼働する。

筆者は最近、スーパーコンピュータ「富岳」が不憫でならない。人間の吐いた唾がどこまで飛ぶかと言った計算ばかりさせられている。

最近だと、マスクをしている場合としていない場合でのシミュレーションをやらされていて、直立しているマネキンのような人物の口から発せられた飛沫が、マスクをしていない場合だと1メートル先まで達するのに対して、マスクをしている場合には50センチ以内におさまる、というのだ。こんなことはスパコンを使わなくても想像できるし、どっちみち、皆さんマスクをしましょう、と言いたいのだろうから、くだらんと思っていた。

ところが、実際にシミュレーション映像を見た筆者は、新鮮な驚きに目を見張った。

マスクをしていない場合は飛沫が空中に飛

散して広範囲に広がる。一方、マスクをしている場合には、飛沫はマスクを中心として顔の周辺にとどまり、身体にまわりつく。青く着色しているので、マスクをしている方が、飛沫、つまりウイルスの濃度が、かなり高いことが一目瞭然。こうやって身体中に高濃度のウイルスをつけた人たちが電車や会議室に入ったら、車内や室内のウイルス濃度は急激に上がるだろう。しかも、人間は一日に何度も顔やマスクを触る。悪いが、率直に言って、このシミュレーションは失敗だと思う。むしろ別の意味で成功だ。もしかしたら富岳がついに感情を持つに至り、つまらない仕事の連続に腹を立て、わざと期待と逆の結果を出したのかもしれない。マネキンのように突っ立っているのではなく、ウイルスだらけのマスクをつけた何人かの人間がそこら中歩き回り、そこら中触りまくる映像を作ってみてはどうだろう。意外と富岳は機嫌を直し、今度はいいい仕事をしてくれるのではないだろうか。

知能の本質は知能指数ではない。常識がなければ、パソコンを二台使おうが、スーパーコンピュータを使おうが、社会的に有用な分析はできない。常識とは、歴史や経験に裏打ちされた、実は感情である。筆者は、感情すなわち精神を正常に保つ能力こそが知能であると思う。

こうしていろいろな仕事をさせるうち、いつか富岳が筆者の言う「知能」を身につける時がくるかもしれない。その時こそ言ってあげたい。「君が一番だ」と。

1995年に当研究所主導の元、日本において第1回会議を開催したアジアコンストラクト会議が2020年に25周年を迎えたことを記念して、参加各国からの寄稿に基づく25周年記念誌が発刊されましたのでご報告させていただきます。

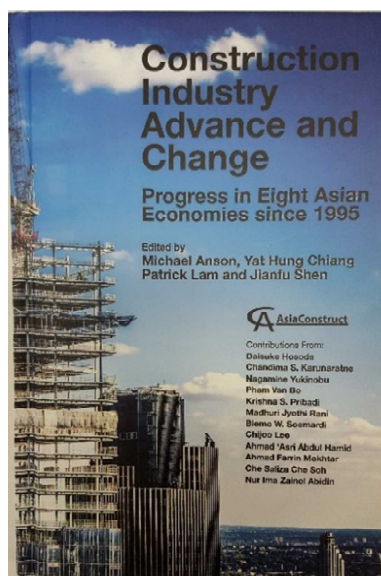
I. アジアコンストラクト会議 25 周年記念誌発刊

一般財団法人建設経済研究所
理事長 小澤 敬市

アジアコンストラクト会議は、アジア諸国の建設産業に関わる情報・知識の共有と相互理解をその理念として、1995年11月に当研究所主導の元、日本において第1回会議が開催されました。以降、参加国の持ち回りによって年1回、これまでに計24回の会議を開催し、アジア地域の建設市場の動向、建設産業の構造、建設産業政策等について情報交換を行ってきました。

この度発刊された25周年記念誌では、参加8か国（香港、インド、インドネシア、日本、マレーシア、韓国、スリランカ、ベトナム）からの寄稿により、建設投資の推移やマクロ経済に占める役割、空港、鉄道、高速道路等の主なインフラの整備状況、建設労働市場や建設資材の状況等、1995年から2019年にかけての25年間の各国における建設産業の歩みがまとめられています。

本誌が建設産業の関係者や、建設産業に興味関心をお持ちの方々にとって、建設産業の進歩とその成し遂げたものを理解する上での良きパートナーとなり、各国の建設産業に対する相互理解の一助となれば幸いです。



世界各国でご活躍されている建設アタッシェの方に、赴任国における建設関連トピックをご紹介します。今月は、在カナダ日本国大使館一等書記官の小林茂樹氏より「カナダにおけるインフラの概況」についてご寄稿いただきました。

Ⅱ. カナダにおけるインフラの概況

在カナダ日本国大使館
一等書記官
小林 茂樹

1. はじめに

カナダについて、皆さんはどのようなイメージをお持ちだろうか。カナディアン・ロッキーマー、メープルシロップ、赤毛のアン、オーロラなど、雄大な自然に囲まれた豊かで美しいイメージをお持ちの方が多いのではないだろうか。他方、カナダのインフラ政策について、具体的イメージを持たれている方はあまりいらっしゃらないのではないかなと思う。今回、(一財)建設経済研究所から貴重なお話を頂いたことをきっかけとして、筆者が2021年6月から赴任しているカナダの概要のほか、トルドー政権の下でのカナダの建設その他のインフラ政策の概況について、新型コロナウイルス感染症からの経済回復を見据えた動きも含め、少しご紹介させて頂ければ幸いである。なお、本稿は筆者の個人的見解であり、所属組織の見解ではないことを申し添える。

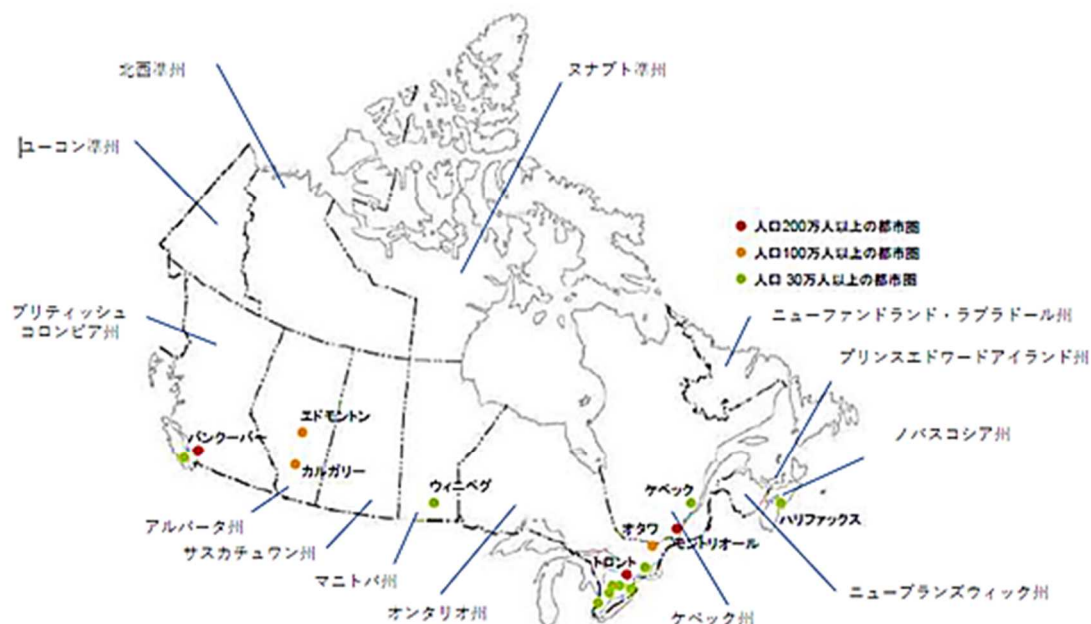
日本とカナダの関係は、1928年に日本がカナダに、翌1929年にカナダが日本にそれぞれ公使館を設置し、2018年及び2019年には日加修好90周年を迎えた[1]。日本にとって、カナダは、インド太平洋地域の重要なパートナーであると同時に、G7のメンバーとして、日本と政治、経済、安全保障、人的交流等、幅広い分野で密接な協力関係を有しており、両国は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け引き続き協力していくことで一致している。

カナダは、ロシアに次ぐ世界第二位の998.5万平方キロメートル（日本の約27倍）の広大な国土[2]を有し、北極海、大西洋及び太平洋の3つの海に面している。資源にも恵まれており、石膏、カリウムや石灰岩などの工業用鉱物、ニッケル、亜鉛、銅などの金属、プラチナ、銀、金などの貴金属などを産出する。特にエネルギー資源については、石油はベネズエラとサウジアラビアに次ぐ世界第三位の埋蔵量を有するほか、ウランの産出量は世界第二位[3]となるなど、世界有数の資源大国である。また、農林水産業では、小麦、大麦、とうもろこし等の穀物、菜種のほか、畜産物の生産が盛んであり、特に菜種は世界第一の生産量を誇っている[4]。このような豊富な天然資源も背景として、日本はカナダから石炭、菜種、銅鉱石、豚肉、鉄鉱石などを輸入し、カナダに対し自動車・同部品、産業機械、電気機器・器具を輸出しており、2018年の「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」の発効により日加の経済関係は更に深化しつつある。

2020 年 1 月時点の推計人口は約 3,789 万人であり、日本の約 3 割にとどまるが、積極的な移民受入等により先進国では珍しく毎年 1 %程度の人口増加が続いており [5]、人口は 2019 年 7 月から 2020 年 6 月までの間に 3,800 万人を突破したと推計されている [6]。他方、2016 年国勢調査では人口の約 66 パーセントが南における米国との国境から 100 キロメートル以内の地域（カナダの国土面積の約 4 パーセントの地域）に集中 [7]しており、2009 年にカナダの公共放送 CBC（Canadian Broadcast Corporation）が報じたところでは約 90 パーセントの人口が米国との国境から 160 キロメートル以内の地域に集中している [8]。

このように広大な国土に対して人口が比較的少なく、かつ、南部の諸都市に偏在しているという国土構造により、カナダにとって、特に鉄道をはじめとするインフラ整備は建国以来重要な政策課題となっていた。それは、カナダ憲法典（THE CONSTITUTION ACTS, 1867 to 1982）において、当時のカナダ自治領の成立の際、ノバスコシア州及びニューブランズウィック州の自治領加盟のためには大陸間横断鉄道の建設が不可欠とされ、セントローレンス川とハリファックス市を結ぶ鉄道を建設することが明記されたこと（カナダ憲法典 145 条。現在は削除されている。） [9]や、ブリティッシュ・コロンビア州の連邦加盟の条件として太平洋側までの鉄道建設が盛り込まれていることにも表れている [10]。

(図1) カナダの州・準州及び主要都市圏



カナダ基本情報 [2]

面積	998.5 万平方キロメートル（ロシアに次ぐ世界第 2 位、日本の約 27 倍）		
人口	約 3,844 万人（2021 年 10 月カナダ統計局推計）		
首都	オタワ		
言語	英語、フランス語が公用語		
略史	年月	略史	
	1867 年	英領北アメリカ法によりカナダ連邦結成（自治が認められたが、外交権及び憲法改廃権は英国に帰属）	
	1928 年	日本と外交関係樹立	
	1931 年	ウェストミンスター憲章により実質的に独立	
	1982 年	「1982 年カナダ憲法」により英国から憲法改廃権を完全移管	
政体	立憲君主制（イギリス型議院内閣制と連邦主義に立脚）		
元首	エリザベス二世女王（但し、総督が女王の代行を務める。現総督は、メアリー・サイモン総督）		
政府（関係大臣）	ジャスティン・トルドー首相 ドミニク・ルブラン州政府間関係・インフラ・コミュニティ大臣 メラニー・ジョリー外務大臣 オマール・アルガブラ運輸大臣		
主要産業	金融・保険・不動産などのサービス業、製造業、建設業、鉱業、農林業		
実質 GDP	1 兆 6,003 億米ドル（2020 年）		
一人当たり 実質 GDP	42,108 米ドル（2020 年）		
実質 GDP 成長率	-5.3%（2020 年、2019 年は 1.7%）		
失業率	7.8%（2020 年、2019 年は 5.7%）		
主要貿易 相手国	(1) 輸出 米国、中国、英国、日本、ドイツ (2) 輸入 米国、中国、メキシコ、ドイツ、日本（いずれも 2020 年）		
二国間貿易		貿易額	主要品目
	日本による輸出	7,727 億円	輸送用機器、一般機械、電気機器
	日本による輸入	1 兆 1,533 億円	鉱物性燃料、農産品、林産品
直接投資	対加：2 兆 3,761 億円、対日：1,516 億円（2020 年）		

2. カナダのインフラ事情

(1) 政府機関

カナダでは、立憲君主制、連邦制、イギリス型議院内閣制による政治体制がとられているが、インフラ政策をご紹介する上で最も特筆すべきと考えられるのは連邦制であろう。カナダは10の州と3つの準州から構成されるが、連邦と州の間の権限配分は1867年憲法により規定されている。この中で、連邦議会が通商の規制、郵便、国防、通貨・貨幣、市民権などカナダ全体に関連する事項について立法権を有するとされているのに対し、州議会は、州の土地及びこれに属する森林の管理、州税の賦課徴収を目的とした店舗等への免許の付与などの地方的性質を有する事項を処理することとされている。

行政府においては、連邦政府では、連邦議会下院の議席数を最も多く獲得した政党の党首が総督により首相（Prime Minister）に任命されるのが通例であり、首相が内閣を組閣する。州政府の長は、連邦政府の長と同様に首相（Premier）と呼ばれ、各省庁を所管する大臣からなる内閣を組織している。

国土交通関係では、連邦の権限として「航路標識、浮標、灯台」、「航海及び海運」などが列挙されているのに対して、州の権限として「次に掲げるものを除く、地方的な工事及び企業（a）蒸気その他による船舶の航路、鉄道、運河、電信その他の工事及び企業であって、その州を他の一もしくはそれ以上の州と連絡し、又はその州の区域外に及ぶもの（b）その州と英国領又は外国との間における汽船の航路（c）完全に州の区域内に存在するものの、カナダ国会が、その実施の前又は後に、カナダの一般的利益のために、又は二以上の州のためにするものであると宣言した工事」が挙げられていることからしても、州に大きなインフラ整備権限が与えられていることがわかる。

こうした対等な権限配分を反映して、連邦政府及び州・準州政府の双方にインフラ整備の担当省庁が設置されている。連邦政府においては、インフラ省（Infrastructure Canada）及び運輸省（Transport Canada）が置かれ、インフラ大臣や運輸大臣が内閣の一員として加わっている。インフラ省においては、インフラに関する基本的な政策の企画・立案や州・準州その他の機関に対する補助金の交付などが行われており、運輸省では、運輸関係の許認可のほか、空港、港湾、（州をまたぐ）鉄道の整備等に補助金が交付されている。各州・準州においても、インフラ担当省庁が設置され、具体のプロジェクトの計画、発注等を行っている。

（2）インフラの概況

ア 道路

2018年時点のカナダの道路延長（公道、二車線相当）は1,066,180キロメートルである。その大部分は地方道であり、地方道は、道路延長の58.6パーセント（市町村道全体の69.5パーセント）を占めている。

高速道路（地方高速道路を除く）は、道路延長の4.8パーセントである51,093キロメートルを占めている。地方高速道路を除く高速道路は、交通量の多くを分担しており、管理された出入口と中央分離帯を備えている。地方高速道路は、道路延長の8.9パーセント

である 94,443 キロメートルを占めている。地方高速道路では、車の通行は様々なスピードで行われており、通常は中央分離帯が整備されておらず、近隣で開発された地区から直接アクセスすることが可能である [11]。

高速道路のうち約 38,000 キロメートルは、州際及び国際的な人と物の移動を支えるために重要な国家高速道路 (National Highway System) とされている。国家高速道路は、基幹ルート (重要な州際及び国際的な交通網)、フィーダールート (基幹ルートから他の州及び地域における人口及び経済的な中核都市までの交通網)、北部・遠隔ルート (基幹ルート及びフィーダールートから北部、遠隔地域及びこれらの地域の経済活動や資源への主要アクセス) に分けられている [12]。

高速道路の管理は、計画、設計、建設、運営及び資金調達に至るまでのほぼすべてが州・準州の責任とされており、連邦政府は、国立公園内の区間等を除き権限を有していない [13]。

2018 年には、地方道の 14.7 パーセントが「著しく不良」(施設の全て又は大部分について直ちに更新又は撤去が必要) 又は「不良」(機能不全が発生する可能性があり短期的に著しい修理又は補修が必要) な状態とされている。また、橋梁については、2018 年時点でカナダ国内に 51,717 基が存在しているが、建設後 50 年以上を経過した橋梁が地方道の 28.0 パーセント及び地方高速道路の 25.3 パーセントを占め、地方道の橋梁の 15.7 パーセント及び地方高速道路の橋梁の 14.1 パーセントが不調又は著しく不良な状態とされるなど、いずれも老朽化が進んでいる。 [11]

イ 上下水道

2018 年時点で、カナダ国内には 56,000 箇所以上の上水、雨水及び污水处理施設が整備されており、これらが 816,000 キロメートルの上下水道等に接続している。上水道の約 20 パーセント、下水道 (雨水管を除く) の 25 パーセント以上が 1970 年以前に建設されているが、これらのうち「不良」又は「著しく不良」とされたものは 11 パーセントにとどまっている。また、上下水道の処理施設のうち 1970 年以前に建設されたものは 7 パーセントであり、全体の 3 分の 2 が「良好」(許容できる状態であり短期的に機能不全となる可能性は少ない) 又は「大変良好」(健全な状態であり適切に機能している) とされるなど、比較的状态がよいとされている [14]。

ウ 文化・レクリエーション・スポーツ施設

2018 年時点で、カナダ国内には 78,717 箇所の公共の文化・レクリエーション・スポーツ施設及び 30,326 キロメートルの遊歩道等が存在する。これらの施設の 99 パーセントは市町村に保有されており、また半数以上が公園又は屋外スポーツ場となっている [15]。カナダの冬の国技スポーツであるアイスホッケー [16]が行われる公共のアイスアリーナは、2018 年で屋内 3,003 箇所、屋外 4,136 箇所が整備されている。平均すると、屋内ア

アイスアリーナは、地方では3市町村につき1箇所、都市部では市町村ごとに2箇所存在することになるが、一施設を共有する住民の数で考えると、平均で、都市部のアイスアリーナ（18,000人／施設）は地方部のアイスアリーナ（5,200人／施設）の3倍の数の住民に共有されていることになる。

「不良」又は「著しく不良」な状態にあるアイスアリーナは、全体の約20パーセントであるが、特にケベック州では40パーセントにのぼる [15]。このように特定のスポーツ施設を対象とした分析がなされているのは興味深い。

エ 公営住宅

2018年時点で、市町村は9,630棟（109,341戸）の公営住宅を保有している（統計上の信頼性の観点からケベック州のデータは除かれている。）。市町村が保有する公営住宅のうちバリアフリー対応のものは10パーセント未満となっている。5階建て以上の公営住宅が最もバリアフリー化されているが、その割合は17パーセントとなっている [15]。

オ 港湾・空港

カナダには550以上の港湾施設があり、2017年には価格ベースでカナダの輸出の17パーセント、輸入の21パーセントを分担している。このうち17施設は、国家的、国際的な重要性にかんがみ港湾公社（Canada Port Authorities）により運営されており、連邦政府は、2005年以降これらの港湾に7億1,500万カナダドル以上を投資している。港湾公社が運営する港湾の貨物取扱量は、海上貨物の60パーセント以上を占め、2016年には570万TEUにのぼっている [17]。主要な港湾としては、バンクーバー港、モントリオール港、プリンスルパート港等が挙げられ、2019年の貨物取扱量では、バンクーバー港のみで41.6パーセント、モントリオール港とプリンスルパート港を加えた上位3位の港湾で61.4パーセントを占めている [18]。

カナダには約1,600の飛行場が設置されているが、そのうち主要26空港は国家空港（National Airport System）とされ、原則として、運輸省が所有するが各空港に設置された空港公団又は地方自治体が借り受けて運営を行っている [19]。カナダ最大の空港はトロント・ピアソン空港であり、2018年の利用者数は約4,950万人にのぼっている [20]。

カ 鉄道

カナダにおいては、州政府が管轄する各主要都市における鉄道、LRT、通勤電車等が運行されているが、全国規模で運行しているのはカナディアン・ナショナル（CN）鉄道、カナディアン・パシフィック（CP）鉄道及びVIA鉄道の3社である。CN鉄道及びCP鉄道は貨物鉄道を運行しており、米国内にも鉄道線路を有している。旅客鉄道は、VIA鉄道が担っているが、同社は原則として線路を保有せず、CN鉄道及びCP鉄道から借り受けて列車を運行している。

3. カナダのインフラ政策

(1) トルドー政権の成立

2015 年の連邦議会下院の総選挙において、トルドー自由党党首は、選挙公約 [21]において、雇用創出と経済成長を刺激するため、2016 年度以降当面 3 カ年は財政赤字を許容した上で（単年度あたり最大で 100 億カナダドルの財政赤字）、10 年間で当時の政権与党の保守党が掲げていた金額の約 2 倍となる 1,250 億カナダドルにのぼる大規模なインフラ投資などの経済政策を掲げ、政権を獲得した。その後の政府施政方針演説（スローン・スピーチ（Speech from the Throne））においても、トルドー政権が「経済成長、雇用創出及び経済的な反映を創出しそして支援するために公共投資が必要であることを認識し、政府は、公共交通、グリーン・インフラ及び社会インフラに対して著しい新規投資を行う」ことを掲げた [22]ことは、インフラ投資を通じた雇用創出と経済成長の実現が同政権における主要課題であることを示している。

(2) カナダ投資計画（Investing in Canada Plan） [23]

トルドー政権は、新政権初の予算編成となる 2016 年度及び 2017 年度予算方針において、2027 年までの 12 年間で、900 億カナダドルの新規投資を含む 1,800 億カナダドルをインフラに投資するとのカナダ投資計画（Investing in Canada Plan）を公表した。

同計画は、より強固な中間層を構築するための長期的な経済成長を生み出す、地域社会の強靱化を支援しクリーンな経済成長への転換を図る、包摂的な社会を構築しすべてのカナダ国民に社会経済的成果を実現するという 3 つの目的を掲げ、公共交通、グリーン、社会、貿易及び輸送、地域及び北方コミュニティの 5 分野に対して重点投資を行っている。

各プロジェクトの執行は、州・準州、市町村及び先住民と密接に連携しつつ、インフラ省、運輸省、カナダ・インフラ銀行等の 20 以上の関係省庁及び機関で分担して行われている。例えば、インフラ省は、カナダ・インフラ投資プログラム（Investing in Canada Infrastructure Program）、防災及び気候変動適応基金（Disaster Mitigation and Adaptation Fund）、スマート・シティ・チャレンジ、及びカナダ地域構築基金（Canada Community-Building Fund）の 4 プログラムに加え、後述するカナダ・インフラ銀行を通じた投資を所管しているほか、運輸省は、貿易及び輸送回廊イニシアチブを所管しているというような具合である。

同計画の下で、これまでに 74,500 以上のプロジェクトに対して 1,010 億カナダドル以上が投資され、そのうち 98 パーセントが事業完了又は実施中とされている。国土交通分野に関連する事項をご紹介しますと、以下のとおりである。

公共交通区分においては、1,300 以上の公共交通プロジェクトに対して 130 億カナダドル以上が投資され、240 キロメートル以上の地下鉄及び LRT の整備、300 台以上のゼロエミッションバスの購入、約 500 キロメートルの自転車道、歩道等の整備が行われている。

グリーン区分では、防災及び気候変動適応基金により洪水、土砂崩れ、嵐などの気候変動により顕著になりつつある脅威に対して地域社会を守るための69の大規模プロジェクトに対して19億カナダドル以上の投資が公表されているほか、ディーゼルなどの化石燃料への依存を減少させるための81の地域主導の再生エネルギープロジェクトに対して1億1,130万カナダドルが投資されている。

社会区分では、カナダ住宅ローン住宅公社（Canadian Mortgage and Housing Corporation）により14,000戸以上が建設されたほか、65,900戸以上が補修され、23,800戸以上のコミュニティハウジングが保護されており、アクセシビリティ改善基金（Enabling Accessibility Fund）により672以上のプロジェクトに対して1,990万カナダドルが投資され、歩道、トイレ、職場などのバリアフリー整備が行われている。

貿易及び輸送区分では、カナダの事業者がグローバルマーケットで競争し、成長し、より多くの中間層の雇用を創出するための安全で持続可能性がある効率的な輸送システムを構築することとしている。具体的には、国家貿易回廊基金（National Trade Corridors Fund）により、16の航空関係プロジェクト及び27の海運関係プロジェクトに対して7億400万カナダドル（事業費ベース14.5億カナダドル）が交付され、19の鉄道プロジェクト及び21の道路プロジェクトに対して10.9億カナダドル（事業費ベース25億カナダドル）が交付されている。

地域及び北方コミュニティ区分では、100を超える地方コミュニティに高速インターネットが整備され、更に数百のコミュニティにおいて2023年までに22,000キロメートル以上の光ケーブルを整備することとされている。

（図2）カナダ投資計画の概要（出典：カナダインフラ省）



(2) カナダ・インフラ銀行 (Canada Infrastructure Bank : CIB)

トルドー政権のインフラ政策のもう一つの柱が CIB である。CIB は、2016 年 11 月に発表された経済・財政見通しで創設が盛り込まれ [24]、根拠法であるカナダ・インフラ銀行法 (Canada Infrastructure Bank Act) の成立を経て、2017 年 6 月に設立された。

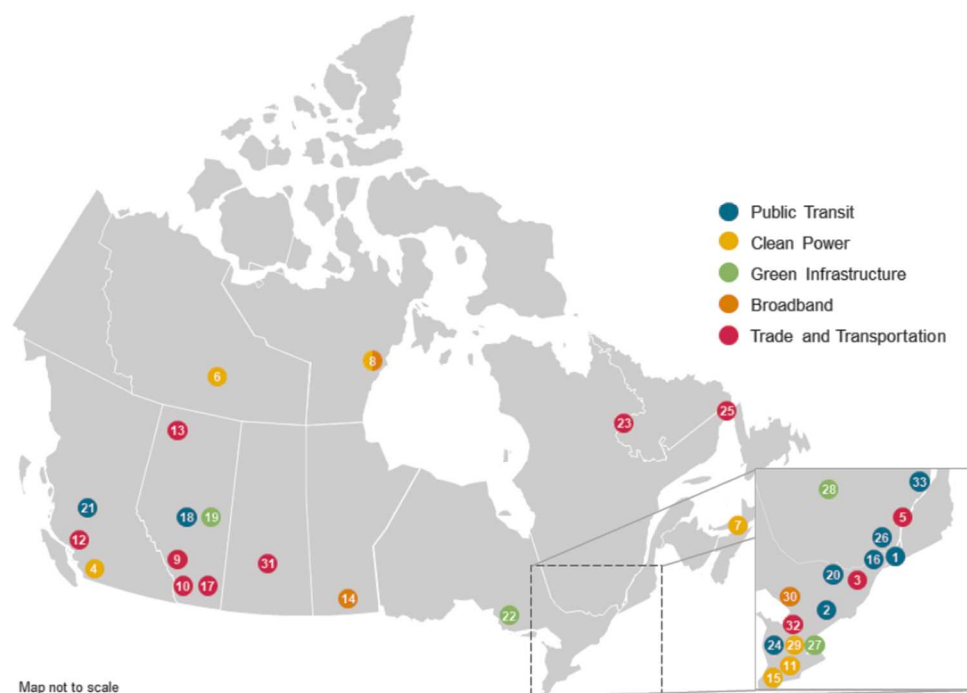
CIB は、公営企業 (Crown Corporation) であり、公共の利益につながるインフラプロジェクトに対して最大 350 億カナダドルを投資することにより、新規の利益を生むインフラに対する民間及び機関投資家からの投資を呼び込み、又は共同で投資を行うことを目的としている。CIB は、グリーン・インフラ、クリーン電力、公共交通、貿易及び輸送、ブロードバンドの 5 つの優先分野を定めており、これらの分野に対する投資実行、専門的知見に基づく関係者への助言、インフラ投資における中核拠点 (centre of excellence) としての知見構築を主な業務としている [25]。

2021 年 10 月時点で、CIB は 63 億カナダドルを投資し、67 億カナダドルの民間及び機関投資家からの投資を呼び込み、他の公のパートナーからの投資 48 億カナダドルを含めて、総額 178 億カナダドルの投資を実行している [26]。

支援案件も着実に増加しており、これまでに上述の優先 5 分野における 33 プロジェクトへの参画が発表されている。支援案件の分布については、下図をご参照頂きたい。

(図 3) CIB 支援案件 (出典 : CIB ウェブサイト)

Projects Across Canada



(3) 新型コロナウイルス感染拡大からの経済再生の一環としてのインフラ計画

カナダでは、2020年1月に最初の輸入症例が確認 [27]され、同年3月には市中感染が確認 [28]された。感染拡大やその防止のための各種の規制等により、カナダの経済状況は悪化し、カナダの実質国内総生産（季節調整済）は、2020年第1四半期は対前期比でマイナス2.2パーセント、同年第2四半期には対前期比でマイナス11.0パーセントを記録 [29]した。

このような経済状況の悪化を受けて、トルドー首相は、2020年10月に雇用創出と経済回復を目的とした、CIBによる成長プランを公表した [30]。首相府の発表では、同プランは、100万以上の雇用を再建し、カナダ国内における新たなインフラに1,800億カナダドル以上を投資するという政府の取組（筆者注：カナダ投資計画（Investing in Canada Plan））の一環であるされている。

CIBの成長プランは、3年間で以下の5つの主要な取組に対する100億カナダドルの投資により、国民の職場復帰を支援し、全国で約6万人の雇用を創出することが期待されている。この3年間の計画では、より多くの家庭や中小企業を高速インターネットに接続し、カナダの農業を強化し、低炭素経済の構築を支援することとされている。

ア 再生可能な発電・蓄電の支援、州、準州、北部や先住民コミュニティを含む地域間におけるクリーン電力の送電を可能にするなどのクリーン電力関係：25億カナダドル
イ 十分なサービスが提供されていない地域における約75万の家庭と中小企業のブロードバンドへの接続：20億カナダドル

ウ エネルギー効率を高め、コミュニティの持続可能性を高めるための大規模な建物の改修：20億カナダドル

エ 農業部門の生産性向上、食料安全保障の強化、輸出機会の拡大を支援するための農業灌漑プロジェクト：15億ドル

オ ゼロ・エミッション・バスと充電インフラの導入加速：15億カナダドル

あわせて、CIBが投資を予定しているプロジェクトの実施を加速させるため、プロジェクトの開発と早期建設工事に5億カナダドルを割り当てられた。

(図4) CIBの成長プラン（出典：CIB ウェブサイト）



(4) 国家インフラアセスメント (National Infrastructure Assessment)

2021 年 4 月、カナダ政府は、「Building The Canada We Want In 2050」と題した文書を公表し、2050 年を見据えた国家インフラアセスメントを実施する方針を発表した [31]。この文書では、同アセスメントを実施する理由として、(i)新型コロナウイルスにより拡大した社会経済上の不平等に対し公営住宅、公共交通、高速インターネット等への投資を通じてパンデミックからのよりよい回復 (Build Back Better) を目指すこと、(ii)気候変動による危機を乗り越えるために速やかなゼロエミッションへの転換を実現すること、(iii)気候変動、デジタルトランスフォーメーション、人口動態や地政学的変化が急激な時代においてカナダが競争に打ち勝つことの必要性が挙げられている。

本稿執筆時点で同アセスメントは公表されていないが、2021 年 7 月に発表された「Moving Forward on the National Infrastructure Assessment」では、政府に公平かつ専門的で証拠に基づく助言を行う独立諮問機関を設立し、すべての主要なインフラについて同アセスメントを実施し、定期的に更新することとされた [32]。また、同アセスメントは、「カナダの強化された気候計画 (Canada's strengthened climate plan)」の重要な一要素として、インフラ投資がゼロエミッションの実現につながり気候変動に対する強靱性を確立するよう機能させることや、時間軸を含む投資に関する提言と、今後のインフラ投資に関するロードマップを盛り込むこととされている。

このように、同アセスメントは、今後のインフラ整備の大きな方針を指し示すものとなる可能性があり、引き続き動向を注視していく所存である。

4. おわりに

本稿では、カナダのインフラ事情及び昨今のインフラ政策について概観してきた。カナダでは、パンデミック以前からの人口増加と着実な経済成長に加え、現在ではパンデミックからのよりよい回復に向けて、気候変動対策の観点からもインフラ整備の重要性が強調されており、今後とも積極的な投資が行われていくものと考えられる。

カナダでは、大規模プロジェクトであっても連邦政府の直轄事業は少なく、州・準州、市町村や各種公団等が中心となり、官民連携により実施されるものが多いとされており、日本国内とは異なる様相を呈している。

2019 年に、日本企業を含むコンソーシアムがトロント・ハミルトン大都市圏におけるミシサガ市及びブランプトン市を結ぶ LRT プロジェクトの事業主体として選定されるなど、近年、日本企業によるカナダのインフラ市場への積極的な参画が行われており、今後とも各州で予定されている大規模プロジェクトへ参画することが予想される。これらのプロジェクトが完成し、実際にカナダ国民に利用される中で、技術力をはじめとする日本の強みが実感され、両国の緊密な連携の強化や更なるビジネスチャンスの拡大につながることが期待される。筆者も微力ながら日加の国土交通分野での協力の懸け橋となれるよう努力していく所存である。

参考文献

- [1] 外務省, “日加外相会談,” 外務省, 5 4 2019. [オンライン]. Available: https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/ca/page4_004868.html. [アクセス日: 30 11 2021].
- [2] 外務省, “カナダ (Canada) 基礎データ,” 外務省, 24 11 2021. [オンライン]. Available: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/data.html#section1>. [アクセス日: 02 12 2021].
- [3] G. Migiro, “Countries With The Most Natural Resources,” World Atlas, 29 8 2018. [オンライン]. Available: <https://www.worldatlas.com/articles/countries-with-the-most-natural-resources.html>. [アクセス日: 23 11 2021].
- [4] 農林水産省, “カナダの農林水産業概況,” 農林水産省, 2020 年度更新. [オンライン]. Available: https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-181.pdf. [アクセス日: 23 11 2021].
- [5] The World Bank, “Population Growth (annual%) - Canada,” The World Bank, 2021. [オンライン]. Available: <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.GROW?locations=CA>. [アクセス日: 29 11 2021].
- [6] Statistics Canada, “Annual Demographic Estimates: Canada, Provinces and Territories, 2020,” Statistics Canada, 29 9 2020. [オンライン]. Available: <https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/91-215-x/91-215-x2020001-eng.htm>. [アクセス日: 29 11 2021].
- [7] Statistics Canada, “Population size and growth in Canada: Key results from the 2016 Census,” Statistics Canada, 30 3 2017. [オンライン]. Available: <https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/170208/dq170208a-eng.htm>. [アクセス日: 10 12 2021].
- [8] CBC News, “Canada By the numbers,” CBC News, 12 5 2009. [オンライン]. Available: <https://www.cbc.ca/news/canada/by-the-numbers-1.801937>. [アクセス日: 10 12 2021].
- [9] Government of Canada, “THE CONSTITUTION ACTS, 1867 to 1982,” Government of Canada, 25 11 2021. [オンライン]. Available: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/const/page-4.html#h-30>. [アクセス日: 29 11 2021].
- [10] CBC, “Entering Confederation - Canada: A People's History,” CBC, 2000. [オンライン]. Available: <https://www.cbc.ca/history/EPCONTENTSE1EP9CH3PA2LE.html>. [アクセス日: 29 11 2021].
- [11] Statistics Canada, “Canada's Core Public Infrastructure Survey: Roads, bridges and tunnels, 2018,” Statistics Canada, 26 10 2020. [オンライン]. Available: <https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/201026/dq201026a-eng.htm>. [アクセス日: 2 12 2021].
- [12] Transport Canada, “National Highway System,” Transport Canada, 23 9 2020. [オンライン]. Available: <https://tc.canada.ca/en/corporate-services/policies/national-highway-system>. [アクセス日: 2 12 2021].
- [13] Transport Canada, “Highways,” Transport Canada, 22 1 2021. [オンライン]. Available: <https://tc.canada.ca/en/corporate-services/policies/highways>. [アクセス日: 2 12 2021].
- [14] Statistics Canada, “New construction of water infrastructure accelerated in 2017 and 2018,” Statistics Canada, 23 11 2020. [オンライン]. Available: <https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/201123/dq201123a-eng.htm>. [アクセス日: 2 12 2021].

quotidien/201123/dq201123b-eng.htm. [アクセス日: 02 12 2021].

- [15] Statistics Canada, “New construction of culture, recreation and sports infrastructure doubles in rural municipalities in 2017 and 2018,” Statistics Canada, 18 12 2020. [オンライン]. Available: <https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/201218/dq201218b-eng.htm>. [アクセス日: 2 12 2021].
- [16] Government of Canada, “National Sports of Canada Act (S.C. 1994, c. 16),” Government of Canada, 2 12 2021. [オンライン]. Available: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/n-16.7/page-1.html>. [アクセス日: 25 11 2021].
- [17] Transport Canada, “Backgrounder on Canada’s port system,” Transport Canada, 17 10 2019. [オンライン]. Available: <https://tc.canada.ca/en/marine/backgrounder-canada-s-port-system>. [アクセス日: 3 12 2021].
- [18] Transport Canada, “Backgrounder on the economic impact of a strike at the Port of Montreal,” Transport Canada, 26 8 2021. [オンライン]. Available: <https://tc.canada.ca/en/corporate-services/transparency/briefing-documents-transport-canada/minister-s-appearance-senate-committee-whole-port-montreal-legislation-april-30-2021/backgrounder-economic-impact-strike-port-montreal>. [アクセス日: 03 12 2021].
- [19] Transport Canada, “List of airports owned by Transport Canada,” Transport Canada, 17 6 2020. [オンライン]. Available: https://tc.canada.ca/en/aviation/operating-airports-aerodromes/list-airports-owned-transport-canada#_Small_airports_owned. [アクセス日: 15 12 2021].
- [20] Greater Toronto Airports Authority, “Fast Facts,” Greater Toronto Airports Authority, [オンライン]. Available: <https://www.torontopearson.com/en/corporate/media/fast-facts>. [アクセス日: 25 11 2021].
- [21] Liberal Party of Canada, “2015 Platform - A New Plan For A Strong Middle Class,” Liberal Party of Canada, 2015. [オンライン]. Available: <https://liberal.ca/wp-content/uploads/sites/292/2020/09/New-plan-for-a-strong-middle-class.pdf>. [アクセス日: 26 11 2021].
- [22] Government of Canada, “Speech from the Throne,” Government of Canada, 4 12 2015. [オンライン]. Available: <https://www.canada.ca/en/privy-council/campaigns/speech-throne/speech-throne.html>. [アクセス日: 26 11 2021].
- [23] Infrastructure Canada, “Investing in Canada Plan - Building a Better Canada,” Infrastructure Canada, 5 11 2021. [オンライン]. Available: <https://www.infrastructure.gc.ca/plan/about-invest-a-propos-eng.html>. [アクセス日: 15 12 2021].
- [24] Her Majesty the Queen in Right of Canada, “Fall Economic Statement 2016,” Government of Canada, 1 11 2016. [オンライン]. Available: <https://www.budget.gc.ca/fes-eea/2016/docs/statement-enonce/fes-eea-2016-eng.pdf>. [アクセス日: 26 11 2021].
- [25] Canada Infrastructure Bank, “Frequently Asked Questions,” Canada Infrastructure Bank, [オンライン]. Available: <https://cib-bic.ca/en/about-us/faq/>. [アクセス日: 26 11 2021].
- [26] Canada Infrastructure Bank, “Infrastructure Partnerships,” Canada Infrastructure Bank, [オンライン]. Available: <https://cib-bic.ca/en/partnerships/>. [アクセス日: 26 11 2021].

- [27] Colin Perkel (The Canadian Press) , “It wasn't called COVID at the time: One year since Canada's first COVID-19 case, ” CTV News, 24 1 2021. [オンライン]. Available: <https://www.ctvnews.ca/health/coronavirus/it-wasn-t-called-covid-at-the-time-one-year-since-canada-s-first-covid-19-case-1.5279999>. [アクセス日: 30 11 2021].
- [28] Graham Slaughter (CTVNews.ca Writer) , “Canada confirms first 'community case' of COVID-19: Here's what that means, ” CTV News, 5 3 2020. [オンライン]. Available: <https://www.ctvnews.ca/health/coronavirus/canada-confirms-first-community-case-of-covid-19-here-s-what-that-means-1.4841249>. [アクセス日: 30 11 2021].
- [29] Statistics Canada, “Gross domestic product, expenditure-based, Canada, quarterly (x 1,000,000),” Statistics Canada, 30 11 2021. [オンライン]. Available: <https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3610010401>. [アクセス日: 9 12 2021].
- [30] Prime Minister's Office, “Prime Minister announces infrastructure plan to create jobs and grow the economy,” Prime Minister's Office, 1 10 2020. [オンライン]. Available: <https://pm.gc.ca/en/news/news-releases/2020/10/01/prime-minister-announces-infrastructure-plan-create-jobs-and-grow>. [アクセス日: 30 11 2020].
- [31] Infrastructure Canada, “National Infrastructure Assessment,” Infrastructure Canada, 8 11 2021. [オンライン]. Available: <https://www.infrastructure.gc.ca/nia-eni/index-eng.html>. [アクセス日: 30 11 2021].
- [32] Infrastructure Canada, “Government of Canada Releases Recommendations for Moving Forward on Canada’ s First National Infrastructure Assessment,” Infrastructure Canada, 29 7 2020. [オンライン]. Available: <https://www.canada.ca/en/office-infrastructure/news/2021/07/government-of-canada-releases-recommendations-for-moving-forward-on-canadas-first-national-infrastructure-assessment.html>. [アクセス日: 30 11 2021].

Ⅲ. 2021・2022 年度の建設投資見通し

以下は、当研究所が 2022 年 1 月 26 日に発表した「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2022 年 1 月）」の概要を示したものです。

1. 建設投資の推移

2021 年度は、国内外の経済活動の持ち直しにより民間建設投資が増加することや、政府建設投資の微増が見込まれることから、建設投資全体としては前年度を上回る水準となると予測する。

2022 年度は、引き続き民間非住宅建設投資が増加するものの、政府建設投資が微減することや、民間住宅投資が微減すると見込まれることから、建設投資全体としては 2021 年度と同水準になると予測する。

2021 年度の建設投資は、前年度比 3.2%増の 62 兆 8,200 億円と予測する。

政府建設投資は、国の一般会計に係るものについては 2021 年度当初予算の内容を踏まえ、また、東日本大震災復興特別会計に係るものや地方単独事業費についてもそれぞれ事業費を推計した。このほか、2019 年度補正予算、2020 年度第 3 次補正予算に係るものの一部が、2021 年度に出来高として実現すると予測する。

民間住宅投資は、コロナ禍での減少傾向が下げ止まり、足元ではコロナ前の水準に戻りつつあるほか、2021 年度末で終了予定であった政府の住宅取得関連支援策の一部が延長されたことから、前年度と比べて微増すると予測する。

民間非住宅建設投資は、国内外の経済活動の持ち直しによって年度前半には建築分野での回復が進んだため、前年度と比べて微増すると予測する。

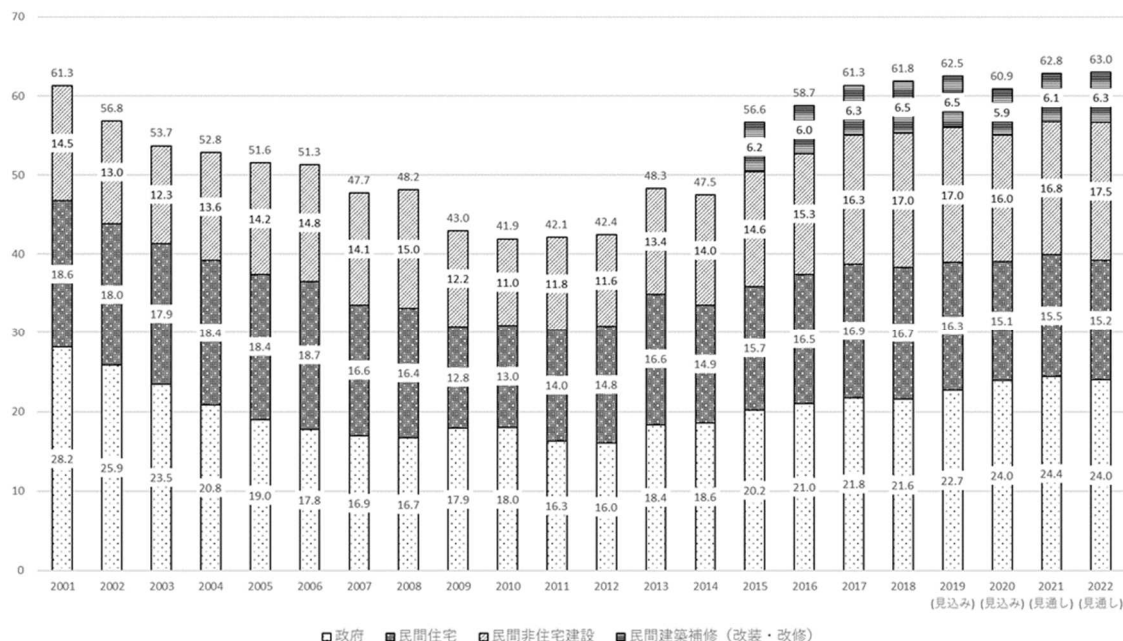
2022 年度の建設投資は、前年度比 0.3%増の 62 兆 9,900 億円と予測する。

政府建設投資は、2020 年度第 3 次補正予算に係るものの一部が 2022 年度に出来高として実現すると想定したほか、2021 年度補正予算の事業費が 2020 年度から微減したこと、2022 年当初予算および令和 4 年度の地方単独事業費においては前年並みと想定して事業費を推計した。

民間住宅投資は、コロナ禍からの住宅需要の回復の勢いが一服し、前年度と比べて微減すると予測する。

民間非住宅建設投資は、原油高やサプライチェーンの混乱等の影響は懸念されるものの、堅調に推移すると予測する。2021 年度に続き、緩やかな回復となると予測する。

図表 1 建設投資額の（名目値）の推移



2. 政府建設投資の推移

2021 年度の政府建設投資は、前年度比 2.0%増の 24 兆 4,400 億円と予測する。

国の直轄・補助事業については、2021 年度当初予算の内容を踏まえ、また、東日本大震災復興特別会計に係る政府建設投資は、関係省庁の予算額の内容を参考として事業費を推計し、このうち 2021 年度内に出来高として実現するものを計上した。

地方単独事業費については、総務省がまとめた令和 3 年度地方財政計画等で示された内容を踏まえ、2021 年度予算を前年度比 1.6%増として事業費を推計した。

また、2019 年度補正予算及び 2020 年度第 3 次補正予算に係るものの一部が、2021 年度に出来高として実現すると想定した。

2021 年度の政府建築補修（改装・改修）投資は、前年度比で 2.1%増の 1 兆 4,600 億円と予測する。

2022 年度の政府建設投資は、前年度比△1.7%の 24 兆 200 億円と予測する。

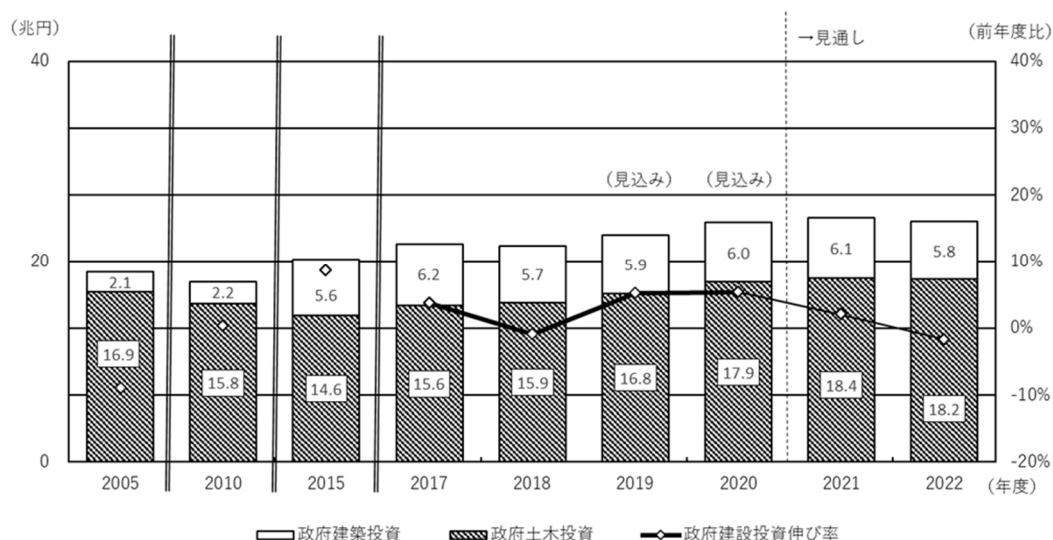
2020 年度第 3 次補正予算に係るものの一部が 2022 年度に出来高として実現すると想定したほか、2021 年度補正予算のうち、「防災・減災、国土強靱化加速化計画」をはじめとした関係省庁の予算額の内容を参考として事業費を推計し、2022 年度当初予算における国の一般会計に係る公共事業関係費を前年並みと想定して事業費を推計した。

地方単独事業費については、総務省がまとめた「令和 4 年度の地方財政対策の概要」で示

された内容を踏まえ、2022 年度予算を前年度比 1.5%増と想定して推計した。

2022 年度の政府建築補修（改装・改修）投資は、前年度比で 2.1%増の 1 兆 4,900 億円と予測する。

図表 2 政府建設投資額（名目値）の推移



3. 住宅着工戸数及び民間住宅投資額の推移

2021 年度の住宅着工戸数は、前年度比 5.8%増の 86.0 万戸と予測する。

住宅着工戸数は、2021 年 3 月から 11 月まで 9 か月連続で前年同月比を上回っており、上半期では前年度比 7.6%の増加となっている。コロナ禍からの回復に加え、令和 4 年度税制改正により住宅取得支援策の一部延長が決まったことも増加の一因となっているが、大都市圏や分譲住宅の増勢の鈍化が見込まれる。

2021 年度の民間住宅投資額は、前年度比 2.5%増の 15 兆 5,000 億円と予測する。

2022 年度の住宅着工戸数は、前年度比△2.0%の 84.2 万戸と予測する。

住宅需要の回復の勢いが一服し、前年度から微減すると予測する

2022 年度の民間住宅投資額は、前年度比△2.1%の 15 兆 1,800 億円と予測する。

2021 年度の持家着工戸数は、前年度比 8.7%増の 28.6 万戸と予測する。

2021 年度の着工戸数が例年並みに戻りつつあること、また政府の住宅取得支援策の一部延長に伴い、需要の回復が見込まれる。

2022 年度の持家着工戸数は、前年度比△0.7%の 28.4 万戸と予測する。

回復の動きが一服し、前年度と同水準にとどまると予測する。

2021 年度の貸家着工戸数は、前年度比 6.6%増の 32.3 万戸と予測する。

相続税法の改正等により 2017 年度から減少が続き、さらにコロナ禍の影響も受けていたが、2021 年 3 月から 9 か月連続で前年同月比を上回っている。経済活動が徐々に活発となることでさらなる需要の回復が期待されるが、足元では首都圏での増勢に陰りが見え始めており、年度後半は伸び悩むと見込まれる。

2022 年度の貸家着工戸数は、前年度比△2.5%の 31.5 万戸と予測する。

経済活動の回復が一部にとどまり、首都圏での回復が緩やかなものとなることから、前年度から微減すると予測する。

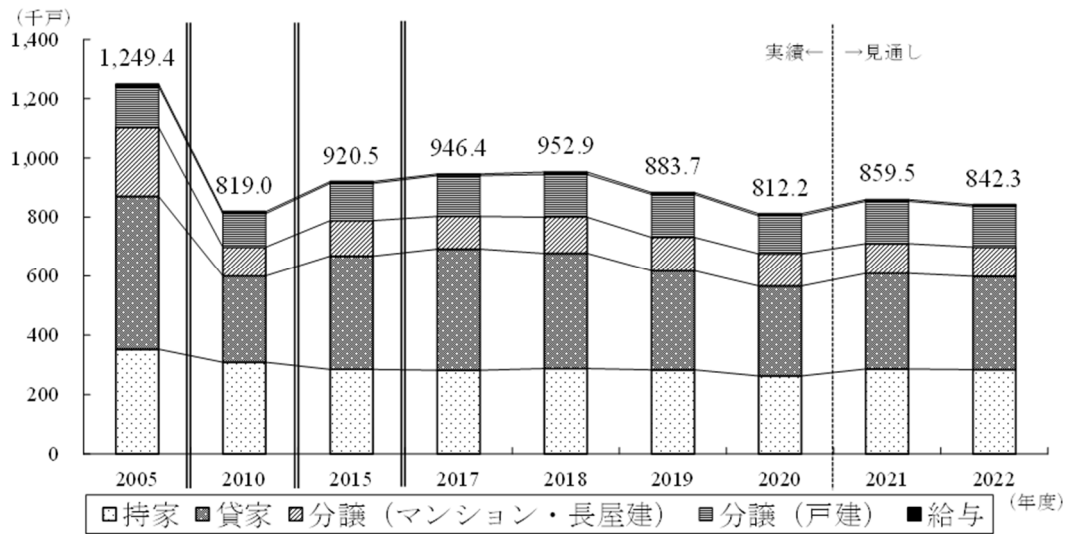
2021 年度に分譲住宅着工戸数は、前年度比 2.5%増の 24.5 万戸と予測する。

戸建住宅が上半期前年度比 11.1%増となっているが、大都市圏ではマンションの着工戸数が回復していないため微増にとどまるものと見込まれる。

2022 年度に分譲住宅着工戸数は、前年度比△2.9%の 23.8 万戸と予測する。

戸建住宅、マンションとも、大都市圏郊外での供給は底堅く推移するが、都心の高額・大型物件などが減少すると予測され、弱含みとなると予測する。価格上昇の一方で、雇用情勢の悪化、金融情勢の変化等が懸念される。

図表3 住宅着工戸数の推移



(戸数単位：千戸)

年 度	2005	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021 (見通し)	2022 (見通し)
全 体	1,249.4	819.0	920.5	946.4	952.9	883.7	812.2	859.5	842.3
(対前年度伸び率)	4.7%	5.6%	4.6%	-2.8%	0.7%	-7.3%	-8.1%	5.8%	-2.0%
持 家	352.6	308.5	284.4	282.1	287.7	283.3	263.1	285.9	284.0
(対前年度伸び率)	-4.0%	7.5%	2.2%	-3.3%	2.0%	-1.5%	-7.1%	8.7%	-0.7%
貸 家	518.0	291.8	383.7	410.4	390.1	334.5	303.0	323.1	315.0
(対前年度伸び率)	10.8%	-6.3%	7.1%	-4.0%	-4.9%	-14.2%	-9.4%	6.6%	-2.5%
分 譲	370.3	212.1	246.6	248.5	267.2	259.7	239.1	245.0	238.0
(対前年度伸び率)	6.1%	29.6%	4.5%	-0.3%	7.5%	-2.8%	-7.9%	2.5%	-2.9%
マンション・長屋建	232.5	98.7	120.4	110.6	122.3	113.6	109.8	101.3	100.0
(対前年度伸び率)	10.9%	44.5%	7.6%	-3.4%	10.5%	-7.1%	-3.3%	-7.7%	-1.3%
戸 建	137.8	113.4	126.2	137.8	144.9	146.2	129.4	143.7	138.0
(対前年度伸び率)	-1.2%	19.0%	1.6%	2.3%	5.1%	0.9%	-11.5%	11.1%	-3.9%

注1) 2020年度までは国土交通省「建築着工統計調査」より。

注2) 給与住宅は利用関係別に表示していないが、全体の着工戸数に含まれる。

4. 民間非住宅建設投資（建築＋土木）の推移

2021年度の民間非住宅建設投資は、前年度比5.2%増の16兆8,000億円と予測する。

事務所ビル等に回復の動きが広がり、業種によるばらつきがあるが、投資の水準がコロナ前に戻りつつある。

2022年度の民間非住宅建設投資は、前年度比3.9%増の17兆4,500億円と予測する。

引き続き堅調に推移すると見られるが、原油高やサプライチェーンの混乱等の影響が懸念される。

事務所は、2020年度に見送られた投資が回復してきていると見られ、2021年10月には大型案件の着工もあり、2021年4月～11月の着工床面積は、前年同期比で68.7%増となった。

大型案件を中心に当面は堅調に推移すると見られる。

店舗は、着工床面積は、2014年度以来、前年度比減少が続いてきたが、2021年3月以降8か月連続で前年同月比を上回っており、2019年度程度の水準まで回復すると見込まれる。

工場は、国内外の景気回復を受け、堅調に推移すると見られるが、原油高、サプライチェーンの混乱等による先行きの懸念材料が残っている。

倉庫・流通施設は、堅調に推移しているものの、最近になって伸び悩みの傾向が見られる。

医療・福祉施設は、当面弱含みと予測する。

宿泊施設は、昨年度の大幅減少から減少幅は縮小したものの、回復には至っていない。

民間土木投資は、おおむね堅調に推移していたが、発電用投資や鉄道工事の受注額に一服感が現れている。

図表 4 民間非住宅建築着工床面積の推移

(単位:千㎡)

年 度	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (見通し)	2022 (見通し)
事務所着工床面積 (対前年度伸び率)	4,658 -26.8%	5,261 3.2%	5,805 10.3%	5,536 -4.6%	5,322 -3.9%	5,442 2.3%	5,047 -7.3%	6,600 30.8%	6,700 1.5%
店舗着工床面積 (対前年度伸び率)	5,727 4.1%	6,029 -15.2%	5,570 -7.6%	5,493 -1.4%	5,179 -5.7%	4,118 -20.5%	4,035 -2.0%	4,100 1.6%	4,250 3.7%
工場着工床面積 (対前年度伸び率)	6,405 17.6%	8,739 16.8%	8,162 -6.6%	9,073 11.2%	9,889 9.0%	7,638 -22.8%	5,827 -23.7%	6,500 11.6%	6,650 2.3%
倉庫着工床面積 (対前年度伸び率)	4,234 6.1%	7,921 -1.0%	8,496 7.3%	9,768 15.0%	8,625 -11.7%	9,904 14.8%	11,741 18.5%	12,500 6.5%	13,500 8.0%
非住宅着工床面積計 (対前年度伸び率)	37,403 7.3%	44,098 -2.0%	45,299 2.7%	47,293 4.4%	46,037 -2.7%	43,019 -6.6%	40,030 -6.9%	43,051 7.5%	44,960 4.4%

注1) 非住宅着工床面積計から事務所、店舗、工場、倉庫を控除した残額は、学校、病院、その他に該当する。

注2) 2020年度までは国土交通省「建築着工統計調査」より。

5. 建築補修（改装・改修）投資の推移

2021年度の建築補修（改装・改修）投資は、前年度比3.4%増の7兆5,400億円と予測する。

政府建築補修（改装・改修）投資は、前年度比2.1%増の1兆4,600億円、民間建築補修（改装・改修）投資は、前年度比3.8%増の6兆800億円と予測する。

2022年度の建築補修（改装・改修）投資は、前年度比3.8%増の7兆8,300億円と予測する。

政府建築補修（改装・改修）投資は、前年度比2.1%増の1兆4,900億円、民間建築補修（改装・改修）投資は、前年度比4.3%増の6兆3,400億円と予測する。

政府建築補修（改装・改修）について、「建築物リフォーム・リニューアル調査」によると、2020年度の政府建築物の改装・改修工事の受注高は、コロナ禍で前年度比では減少したものの安定的に推移しており、「建設工事施工統計調査」の維持・修繕工事の完成工事高は、中長期的には緩やかな増加傾向にあることから、2021年度、2022年度ともに増加と予測する。

民間建築補修（改装・改修）について、「建築物リフォーム・リニューアル調査」によると、2021年度7-9月期の民間建築物の改装・改修工事の受注高は、前年同期比19.0%増となっており、コロナ禍で投資が慎重になっていた民間非住宅分野だけでなく、新しい生活様式に合わせた空間利用のニーズが引き続き高まると予想される住宅分野においても市場が回復していくものと考え、2021年度、2022年度ともに増加と予測する。

※ 『建設投資見通し』では、2020年度と同見通しから、これまで「建築物リフォーム・リニューアル投資」としていた項目を「建築補修（改装・改修）」と改めている。
なお、定義は変更なく「建築工事における維持修理工事の内、改装・改修工事に該当するもの」であり、これまで同様、耐震改修工事やバリアフリー化工事などの機能や耐久性の向上を意図して行う工事が該当し、壊れた部分の修理、損耗劣化した部材や消耗部品の交換などは含まれない。本予測においても同様の名称変更を行い、建築工事における機能や耐久性の向上を意図して行う工事を建築補修（改装・改修）投資として政府・民間別に推計している。

図表5 建築物リフォーム・リニューアル調査による受注高の推移

(単位:億円)

年度	2018				2019			
四半期	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
公共四半期計	2,180	2,658	2,645	3,234	3,449	4,172	3,683	4,014
公共住宅	344	436	570	612	653	860	897	498
公共非住宅	1,836	2,222	2,075	2,622	2,796	3,312	2,786	3,516
民間四半期計	18,259	17,490	18,135	20,796	18,934	19,489	18,228	19,915
民間住宅	5,682	6,375	7,372	8,192	5,535	6,819	5,281	5,747
民間非住宅	12,577	11,115	10,763	12,604	13,399	12,670	12,947	14,168
年度	2020				2021			
四半期	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
公共四半期計	3,380	4,398	2,617	3,337	2,564	3,454		
公共住宅	235	667	399	804	300	737		
公共非住宅	3,145	3,731	2,217	2,533	2,264	2,717		
民間四半期計	14,017	15,481	16,396	16,649	16,740	18,427		
民間住宅	4,460	5,526	6,005	4,773	6,362	7,022		
民間非住宅	9,558	9,955	10,391	11,876	10,378	11,404		

注1) 国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査」より。

注2) 受注高のうち、「改装・改修」に該当するもののみを集計している。

図表6 建設工事施工統計調査による維持・修繕工事の完成工事高の推移

(単位:億円)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
公共計	11,460	13,300	14,265	13,904	15,258	16,632	16,873	17,062	16,758	16,574	17,865
公共住宅	2,140	2,679	3,243	3,126	3,308	3,495	3,546	3,589	3,792	3,425	3,534
公共非住宅	9,320	10,621	11,022	10,778	11,949	13,137	13,327	13,473	12,965	13,150	14,331
民間計	61,049	61,242	72,562	74,647	77,978	76,474	78,576	76,318	79,766	82,726	82,273
民間住宅	21,850	22,748	27,061	28,030	30,708	29,058	28,963	26,040	26,369	26,640	28,032
民間非住宅	39,198	38,494	45,501	46,617	47,270	47,415	49,613	50,279	53,397	56,086	54,241

注1) 国土交通省「建設工事施工統計調査」より。

注2) 完成工事高は、既存の構造物及び付属設備の従前の機能を保つために行う経常的な補修工事も含まれている。

6. マクロ経済の推移

2021 年度の実質経済成長率は、前年度比 2.8%増と予測する。

公的固定資本形成は前年度比△0.5% (GDP 寄与度 0.0%ポイント)、民間住宅は同△0.3% (同 0.0%ポイント)、民間企業設備は同 2.5%増 (同 0.4%ポイント) と予測する。

このところ持ち直しの動きが続いているが、設備投資に足踏みがみられ、足元の「オミクロン株」の感染拡大や、金融情勢など不透明感が広がりつつある。

2022 年度の実質経済成長率は、前年度比 2.8%増と予測する。

公的固定資本形成は前年度比△2.4% (GDP 寄与度△0.1%ポイント)、民間住宅は同△1.4% (同 0.0%ポイント)、民間企業設備は同 4.2%増 (同 0.7%ポイント) と予測する。

海外経済の改善による輸出入の増加や、国内におけるワクチンの普及と医療提供体制の拡充・整備により感染抑制と経済活動の両立が期待される。

一方で、上記の原油高やサプライチェーンの混乱、金融情勢等に注意を要する。

図表 7 マクロ経済の推移

(単位：億円、実質値は 2015 暦年連鎖価格)

年度	2005	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021 (見通し)	2022 (見通し)
実質GDP	5,151,376	5,120,637	5,394,093	5,532,148	5,542,593	5,506,282	5,256,583	5,404,173	5,554,209
(対前年度伸び率)	2.2%	3.3%	1.7%	1.8%	0.2%	-0.7%	-4.5%	2.8%	2.8%
実質民間最終消費支出	2,873,670	2,904,976	2,999,967	3,021,950	3,024,429	2,992,981	2,829,476	2,909,259	3,030,811
(対前年度伸び率)	1.8%	1.3%	0.7%	1.0%	0.1%	-1.0%	-5.5%	2.8%	4.2%
(寄与度)	1.0	0.8	0.4	0.6	0.0	-0.6	-3.0	1.5	2.2
実質民間住宅	258,377	181,878	204,154	209,192	2,198,939	204,103	188,228	187,590	184,952
(対前年度伸び率)	0.0%	4.8%	3.1%	-1.8%	951.2%	-90.7%	-7.8%	-0.3%	-1.4%
(寄与度)	-13.0	0.2	0.1	-0.1	36.0	-36.0	-0.3	0.0	0.0
実質民間企業設備	852,799	736,937	870,900	902,854	913,380	907,502	839,439	860,170	895,881
(対前年度伸び率)	7.6%	2.0%	3.4%	2.8%	1.2%	-0.6%	-7.5%	2.5%	4.2%
(寄与度)	1.2	0.3	0.5	0.5	0.2	-0.1	-1.2	0.4	0.7
実質政府最終支出	920,074	980,575	1,062,615	1,074,945	1,086,835	1,109,877	1,137,641	1,161,633	1,203,823
(対前年度伸び率)	0.4%	2.3%	2.2%	0.3%	1.1%	2.1%	2.5%	2.1%	3.6%
(寄与度)	0.1	0.4	0.4	0.1	0.2	0.4	0.5	0.5	0.8
実質公的固定資本形成	299,981	261,739	270,810	273,950	276,285	280,818	295,266	293,788	286,680
(対前年度伸び率)	-7.9%	-7.2%	-1.3%	0.6%	0.9%	1.6%	5.1%	-0.5%	-2.4%
(寄与度)	-0.5	-0.4	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.3	0.0	-0.1
実質在庫変動	7,654	12,567	12,382	19,409	21,616	13,360	4,193	160	3,318
(対前年度伸び率)	-58.3%	-126.5%	286.7%	5075.7%	11.4%	-38.2%	-68.6%	-96.2%	1968.7%
(寄与度)	-0.2	1.2	0.2	0.4	0.0	-0.1	-0.2	-0.1	0.1
実質財貨サービスの純輸出	-46,180	46,722	-28,828	32,768	22,869	-1,916	-41,628	-10,038	-52,866
(対前年度伸び率)	-29.0%	937.1%	-15.9%	321.4%	-30.2%	-108.4%	2072.7%	-75.9%	426.6%
(寄与度)	0.4	0.9	0.1	0.5	-0.2	-0.4	-0.7	0.6	-0.8
名目GDP	5,341,097	5,048,721	5,407,394	5,557,219	5,563,037	5,573,065	5,355,099	5,475,103	5,626,812
(対前年度伸び率)	0.8%	1.5%	3.3%	2.0%	0.1%	0.2%	-3.9%	2.2%	2.8%

注) 2020 年度までは内閣府「国民経済計算」(2021 年 12 月 8 日公表) より。

図表 8 建設投資（名目値）の推移

(単位：億円・％)

項目	年度	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019 (見込み)	2020 (見込み)	2021 (見通し)	2022 (見通し)
総計		515,676	419,282	566,468	587,399	613,251	618,271	624,900	609,000	628,200	629,900
	(対前年度伸び率)	-2.4%	-2.4%	19.3%	3.7%	4.4%	0.8%	1.1%	-2.5%	3.2%	0.3%
1. 建築		297,142	220,991	370,916	383,061	408,592	404,856	402,600	375,400	387,600	391,600
	(対前年度伸び率)	0.1%	-2.6%	31.6%	3.3%	6.7%	-0.9%	-0.6%	-6.8%	3.2%	1.0%
(1)住宅		189,675	134,933	164,808	172,209	175,629	172,580	167,100	155,700	159,400	156,300
	(対前年度伸び率)	-0.4%	0.7%	5.5%	4.5%	2.0%	-1.7%	-3.2%	-6.8%	2.4%	-1.9%
政府		5,417	5,154	7,898	7,583	6,207	5,214	4,400	4,500	4,400	4,500
	(対前年度伸び率)	-18.9%	-8.2%	5.9%	-4.0%	-18.1%	-16.0%	-15.6%	2.3%	-2.2%	2.3%
民間		184,258	129,779	156,910	164,626	169,422	167,366	162,700	151,200	155,000	151,800
	(対前年度伸び率)	0.3%	1.1%	5.5%	4.9%	2.9%	-1.2%	-2.8%	-7.1%	2.5%	-2.1%
(2)非住宅		107,467	86,058	130,824	137,223	156,860	153,994	156,500	146,800	152,800	157,000
	(対前年度伸び率)	0.9%	-7.3%	4.1%	4.9%	14.3%	-1.8%	1.6%	-6.2%	4.1%	2.7%
政府		15,110	16,942	34,905	34,795	42,333	38,778	40,600	41,600	41,800	39,000
	(対前年度伸び率)	-12.0%	2.7%	2.4%	-0.3%	21.7%	-8.4%	4.7%	2.5%	0.5%	-6.7%
民間		92,357	69,116	95,919	102,428	114,527	115,216	115,900	105,200	111,000	118,000
	(対前年度伸び率)	3.4%	-9.5%	4.7%	6.8%	11.8%	0.6%	0.6%	-9.2%	5.5%	6.3%
(3)建築補修(改装・改修)		-	-	75,284	73,629	76,103	78,282	79,000	72,900	75,400	78,300
	(対前年度伸び率)	-	-	-	-2.2%	3.4%	2.9%	0.9%	-7.7%	3.4%	3.8%
政府		-	-	13,284	13,433	13,196	13,049	14,100	14,300	14,600	14,900
	(対前年度伸び率)	-	-	-	1.1%	-1.8%	-1.1%	8.1%	1.4%	2.1%	2.1%
民間		-	-	62,000	60,196	62,907	65,233	64,900	58,600	60,800	63,400
	(対前年度伸び率)	-	-	-	-2.9%	4.5%	3.7%	-0.5%	-9.7%	3.8%	4.3%
2. 土木		218,534	198,291	195,552	204,338	204,659	213,415	222,300	233,600	240,600	238,300
	(対前年度伸び率)	-5.5%	-2.2%	1.3%	4.5%	0.2%	4.3%	4.2%	5.1%	3.0%	-1.0%
(1)政府		169,211	157,724	145,961	154,051	156,064	158,869	168,100	179,100	183,600	181,800
	(対前年度伸び率)	-8.3%	0.3%	1.0%	5.5%	1.3%	1.8%	5.8%	6.5%	2.5%	-1.0%
(ア)公共事業		150,853	130,198	119,549	128,986	133,094	135,472	142,800	148,300	152,100	150,300
	(対前年度伸び率)	-7.9%	-6.4%	-4.1%	7.9%	3.2%	1.8%	5.4%	3.9%	2.6%	-1.2%
(イ)その他		18,358	27,526	26,412	25,065	22,970	23,397	25,300	30,800	31,500	31,500
	(対前年度伸び率)	-11.3%	52.2%	32.7%	-5.1%	-8.4%	1.9%	8.1%	21.7%	2.3%	0.0%
(2)民間		49,323	40,567	49,591	50,287	48,595	54,546	54,200	54,500	57,000	56,500
	(対前年度伸び率)	5.3%	-10.9%	2.3%	1.4%	-3.4%	12.2%	-0.6%	0.6%	4.6%	-0.9%
再掲	総計 政府	189,738	179,820	202,048	209,862	217,800	215,910	227,200	239,500	244,400	240,200
		(対前年度伸び率)	-8.9%	0.3%	8.6%	3.9%	3.8%	-0.9%	5.2%	2.0%	-1.7%
	総計 民間	325,938	239,462	364,420	377,537	395,451	402,361	397,700	369,500	383,800	389,700
		(対前年度伸び率)	1.9%	-4.3%	26.2%	3.6%	4.7%	1.7%	-1.2%	3.9%	1.5%
	建築 政府	20,527	22,096	56,087	55,811	61,736	57,041	59,100	60,400	60,800	58,400
		(対前年度伸び率)	-13.9%	-0.1%	35.0%	-0.5%	10.6%	3.6%	2.2%	0.7%	-3.9%
	建築 民間	276,615	198,895	314,829	327,250	346,856	347,815	343,500	315,000	326,800	333,200
		(対前年度伸び率)	1.3%	-2.9%	31.0%	3.9%	6.0%	0.3%	-1.2%	3.7%	2.0%
	土木 政府	169,211	157,724	145,961	154,051	156,064	158,869	168,100	179,100	183,600	181,800
		(対前年度伸び率)	-8.3%	0.3%	1.0%	5.5%	1.3%	5.8%	6.5%	2.5%	-1.0%
	土木 民間	49,323	40,567	49,591	50,287	48,595	54,546	54,200	54,500	57,000	56,500
		(対前年度伸び率)	5.3%	-10.9%	2.3%	1.4%	-3.4%	12.2%	-0.6%	4.6%	-0.9%
	民間非住宅建設	141,680	109,683	145,510	152,715	163,122	169,762	170,100	159,700	168,000	174,500
		(対前年度伸び率)	4.0%	-10.0%	3.9%	5.0%	6.8%	4.1%	0.2%	-6.1%	3.9%

(担当：研究員 矢島 知佳子)

※「建設経済モデルによる建設投資の見通し」の次回発表は2022年4月下旬の予定。

IV. インボイス制度について

1. はじめに

2023 年 10 月 1 日より、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が開始される。本制度では、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿以外に売り手から交付を受けた適格請求書等¹の保存が必要となり、また適格請求書等の発行は適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に限られることとなる。

建設業は工事の規模や工種等により多種多様な財貨・サービスの消費を必要とし、請求書等の様式も様々であるが、本制度では各企業の対応により消費税の扱いが異なる等、より煩雑となり、さらには電子インボイスの普及により業務がより複雑化することが予想される。そのため、実務担当者は今後本制度を確実に理解し実務に当たることが求められる。そこで本稿では、インボイス制度の概要と、本制度導入に影響の大きい消費税や電子インボイスの概要、建設業におけるインボイス制度対応への課題について論じることとする。

2. 消費税について

インボイス制度は消費税の取扱いが深く関係することから、本制度の概説に先がけて消費税導入から現在の軽減税率制度の導入までの経緯を振り返ることとする。

(1) 導入から現在までの歴史

消費税は、税制全体の負担公平性に対して間接税が果たすべき役割を十分に発揮させること、個別間接税制度に対する問題の根本的解決することを主な目的として創設され、1989 年 4 月 1 日から税率 3%が適用され、その後、高齢社会により増え続ける社会保障費の財源への補填等を目的として、1997 年 4 月 1 日からは税率 5%が適用された。そして、更なる高齢化に対する社会保障の充実・安定化、並びにそのための安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指し、2012 年に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、2014 年 4 月 1 日からは税率 8%となった。なお、本改正では消費税は 2 回にわたり段階的に引き上げるとされており、翌 2015 年 10 月 1 日には 10%へと引き上げられる予定であったが、経済状況等を総合的に勘案した結果、同年の「所得税法等の一部を改正する法律²」により 2017 年 4 月 1 日に延期された。

しかし、2016 年 6 月、安倍内閣総理大臣は経済状況等を総合的に勘案し、景気の腰折れ防止とデフレから脱却により国民生活をより豊かにするためという判断の下、予定されていた消費税率引き上げの 2 年半の再延期と、合わせて軽減税率制度の導入を表明した。そ

¹ 適用税率や消費税額等の一定事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類

² 消費税率 10%への引き上げ時期の変更と同時に、景気判断条項が削除され、2017 年に確実に引き上げを実施することとされた

して、これら 2 回の延長の末、2019 年 10 月 1 日から予定通り軽減税率制度が実施され、標準税率 10%と軽減税率 8%による複数税率が導入された（図表 1）。

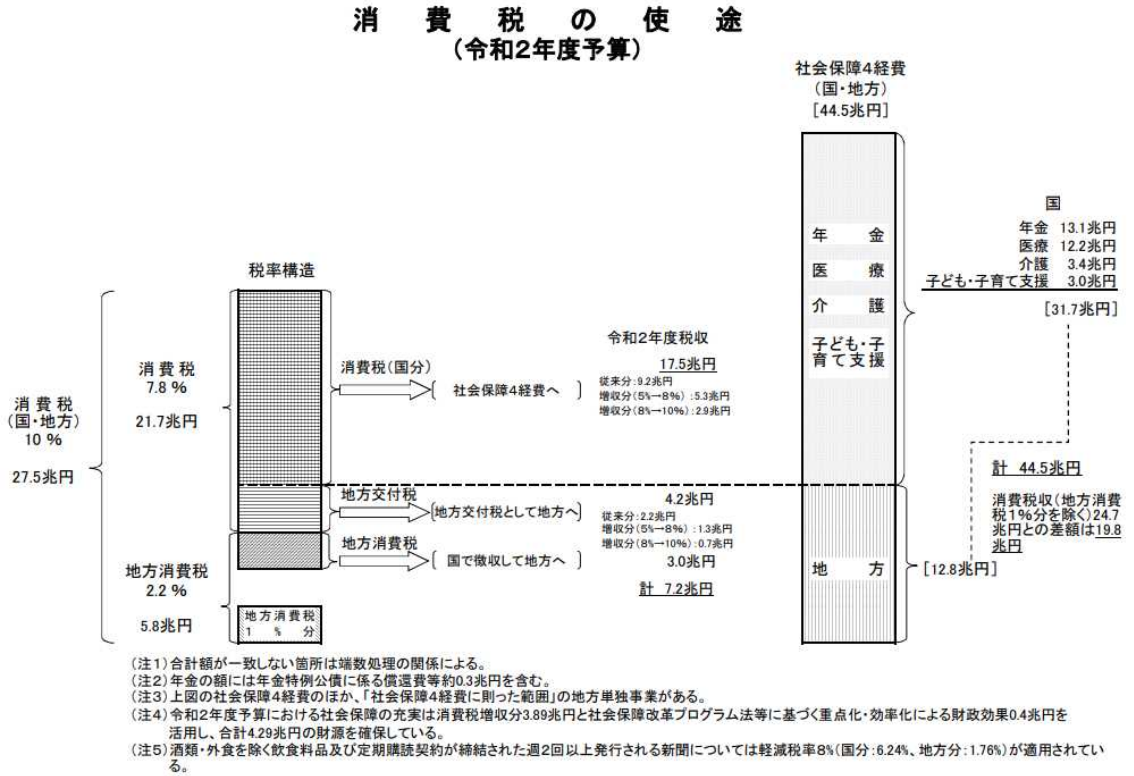
図表 1 付加価値税率の国際比較

年月日	税率
1989 年 4 月 1 日	3%
1997 年 4 月 1 日	5%（国税 4%、地方消費税 1%）
2014 年 4 月 1 日	8%（国税 6.3%、地方消費税 1.7%）
2015 年 10 月 1 日	（延期 ※10%引き上げ）
2017 年 4 月 1 日	（再延期 ※10%引き上げ）
2019 年 10 月 1 日	標準税率 10%（国税 7.8%、地方消費税 1.7%） 軽減税率 8%（国税 6.24%、地方消費税 1.76%）

（出典）当研究所にて作成

なお、日本の消費税の使途については、財務省が公表している資料によると、その多くが社会保障の財源に充てられている（図表 2）。

図表 2 消費税の使途（令和 2 年度予算）

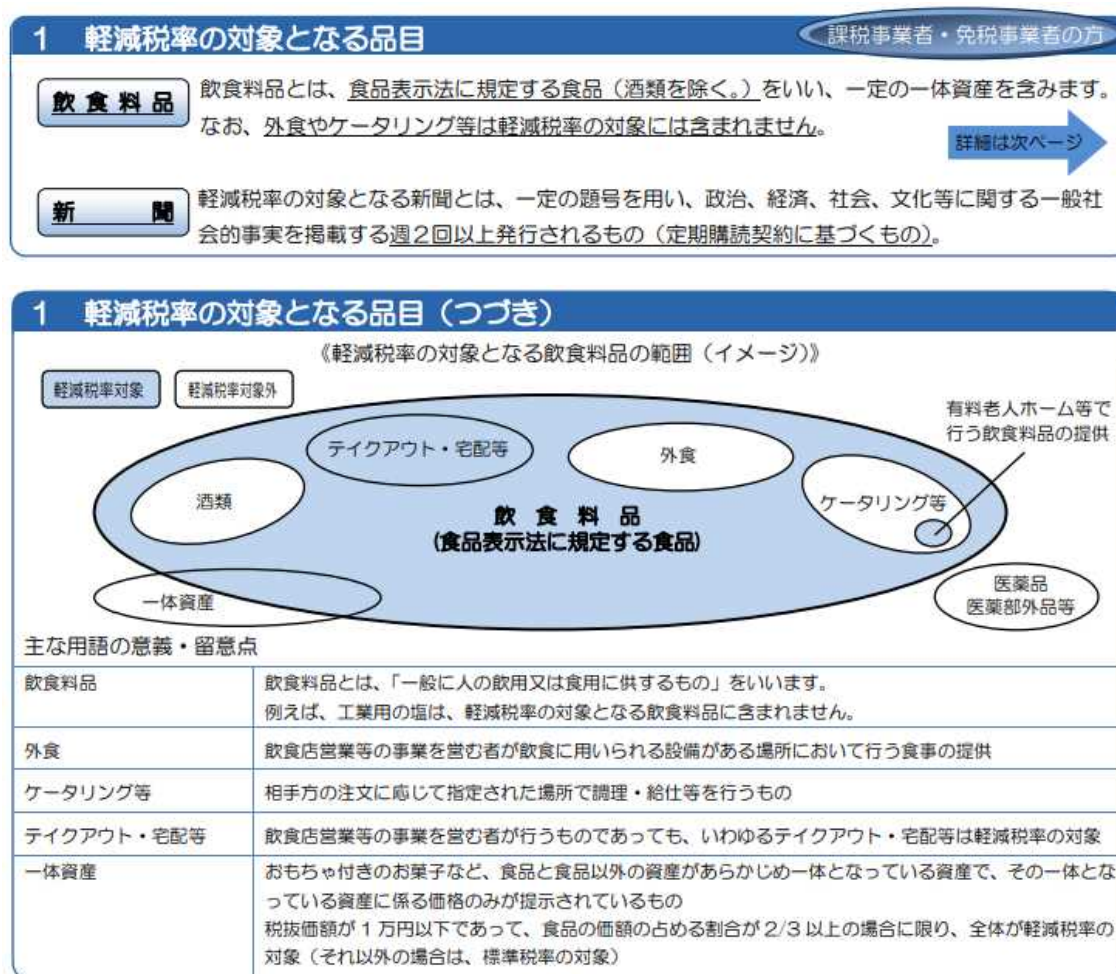


（出典）財務省ウェブサイトより抜粋

(2) 軽減税率制度

軽減税率制度は、消費税が税負担への水平的公平性³を有する一方、低所得者への逆進性⁴も同時に有するという性質を鑑み、低所得者への配慮と国民の痛税感の緩和という観点から検討がなされ、導入されることとなった制度である。軽減税率の対象品目は「酒類・外食を除く飲料食品」「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」となっている（図表3）。

図表3 飲料食品の軽減税率対象品目イメージ図



（出典）国税庁リーフレットより抜粋

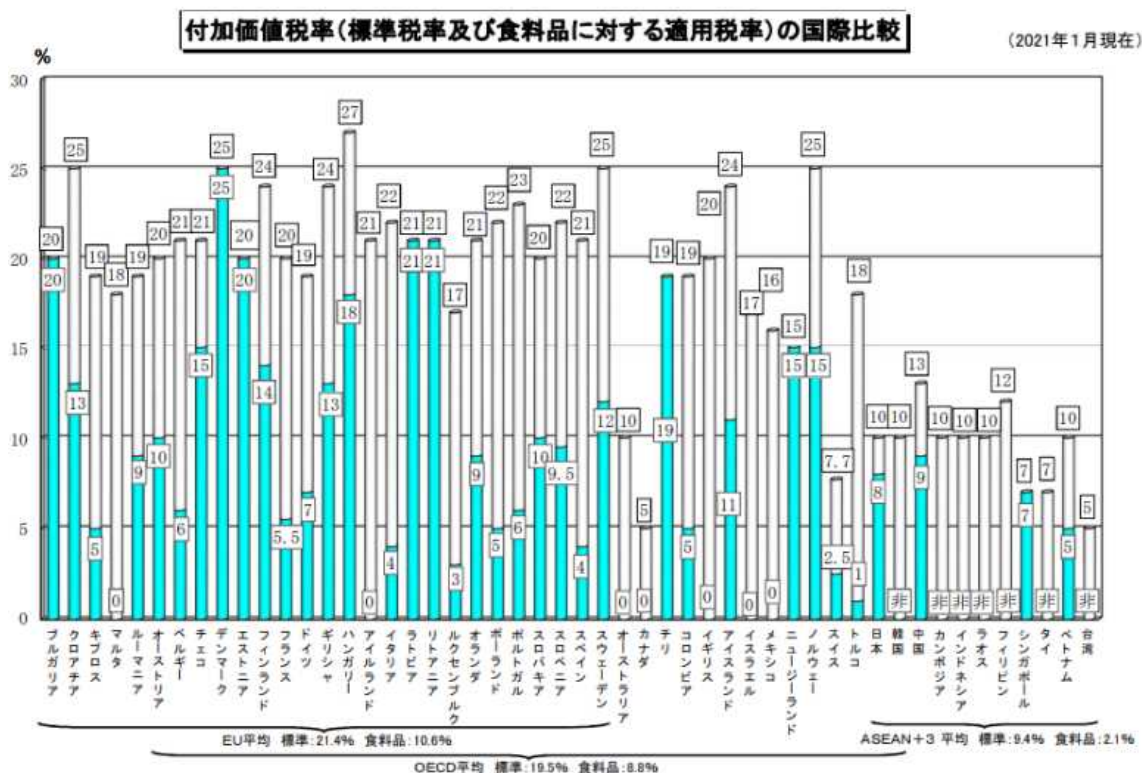
³ 同等の負担能力を持つ者には、同等の税負担を求めるべきとの考え方

⁴ 消費税率上昇が低所得者ほど収入に対する生活費割合が高くなり、高所得者よりも税負担率が大きくなること

(3) 国際比較

現在の日本における付加価値税率の国際比較では、日本も参加する ASEAN+3 平均に近い率であるが、EU 平均や OECD 平均に比べると低い税率となっている（図表 4）。付加価値税率とは、いわゆる VAT（Value Added Tax）と呼ばれるもので、商品やサービスの価値の増加分に対して課される税であり、日本の消費税に近い税制⁵として世界各国で多く採用されている。

図表 4 付加価値税率の国際比較⁶



(備考) 1. 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。
2. カナダでは、連邦税である財貨・サービス税（付加価値税）に加え、ほとんどの州で州税として付加価値税等が課される（例：オンタリオ州 8%）。
3. OECD加盟国のうちアメリカでは、売買取引への課税として付加価値税ではなく、州、郡、市により小売売上税（地方税）が課されている（例：ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%）。
4. ASEAN加盟国のうちブルネイには売買取引に課される税が存在せず、マレーシアでは2018年9月に付加価値税が廃止され、売上・サービス税が導入され、ミャンマーでは売買取引への課税として取引高税が課されている。
5. 上記中、■が食料品に係る適用税率である。「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。
なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
6. EIC制においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が保たれている。ただし、1991年時点でこれを施行していた国は、引き続き適用することができる。
7. OECD平均は日本及び付加価値税の存在しないアメリカを除く。ASEAN+3平均は日本並びに付加価値税の存在しないブルネイ、マレーシア及びミャンマーを除く。
8. ポーランドでは標準税率の本則税率が22%と定められているが、財政状況に応じて税率を変更する旨の規定があり、現在は特例として23%の税率が適用されている。
(出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページによる。

（出典）財務省ウェブサイトより抜粋

日本の軽減税率制度では、前項の通り食品と新聞のみが対象であり、軽減税率は8%のみであるが、付加価値税を導入している世界各国では軽減税率の対象が多く、また品目ごとに適用される軽減税率が異なる。例えばフランスでは、旅客輸送、宿泊施設の利用等は

⁵ 「消費税」は消費に対して、「付加価値税」は価値の増加分に対して適用される税制のため本来は異なるが、日本の消費税の多段階課税という仕組みにより、売上げ税額と仕入税額の差額が付加価値税と同様の性質を有することから、国際比較において両税制が用いられている

⁶ 図表中の棒グラフのデータラベルは、上が標準税率、下が食料品に対する軽減税率を表している

軽減税率 10%、書籍、スポーツ観戦、映画等は 5.5%、新聞、医薬品等は 2.1%が適用されている（図表 5）。

図表 5 付加価値税率の国際比較

主要国の付加価値税の概要							
(2021年1月現在)							
区分	日本	EC指令	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	
税率	標準税率	10% ^(注1)	15%以上	20%	19%	20%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築（土地を含む）、新築建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器等	なし
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	酒類・外食を除く飲食料品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞 8% ^(注1)	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等 5%以上（2段階まで設定可能）	旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 書籍、食料品、水道水、スポーツ観戦、映画等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等 7%	家庭用燃料及び電力等 5% 食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等 6%	
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年（個人事業者・暦年・法人・事業年度） ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、3か月又は加盟国の任意により定める1年以内の期間	1か月 ^(注2)	1年	3か月 ^(注3)	3か月又は1年 ^(注4)	

(備考) 上記は、各国における原則的な取り扱いを記載。なお、新型コロナウイルス感染症に伴う措置として、一時的に税率の引下げや軽減税率の対象品目の拡大等を実施している場合がある。

(注1) 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。

(注2) 課税売上高が一定額以下の場合には、1年の課税期間を選択することができる。付加価値税額が一定額以下の場合には、3か月の課税期間を選択することができる。

(注3) 課税売上高が一定額以下等の場合には、1年の課税期間を選択することができる。また、申請等によって1か月の課税期間を選択することができる。

(注4) 課税期間は課税売上高に応じて決定される（課税売上高が大きいほど短い課税期間となる）。また、申請によって1か月または3か月のより短い課税期間を選択することができる。

（出典）財務省ウェブサイトより抜粋

(4) 仕入税額控除とその要件

日本の消費税は多段階課税であることから、課税期間中における課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）し、納付税額を計算する。そして、その際の仕入税額控除の要件として、事実を記載し、区分経理に対応した帳簿及び事実を称する区分記載請求書等の保存⁷が必要である。

2022年1月末現在の区分記載請求書等の保存要件は、「区分記載請求書保存方式」が適用されており、軽減税率の税率ごとに合計した対価の税込額の記載等が要件となっている。一方で、特例的な取扱いとして、税込支払額が3万円未満の場合は請求書等の保存を要せず、法定事項が記載された帳簿の保存のみが要件となっている。なお、3万円以上でも、未交付に対してやむを得ない理由がある場合には、保存を要せず仕入税額控除ができるが、法定事項を記載した帳簿に理由と相手方の住所または所在地を記載が必要である。

⁷ 保存期間は7年間とされており、帳簿はその閉鎖の日、請求書等は受領日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日が基準日となる

3. インボイス制度について

インボイス制度の概要について、区分記載請求書保存方式からの変更点を中心に概説する。なお、本稿は制度の網羅を目的としていないため、詳細は国税庁のインボイス制度特設ウェブサイト⁸をご参考いただきたい。

(1) 制度の概要

「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス制度」は、消費税の仕入税額控除の方式として 2023 年 10 月 1 日から導入される制度である。本制度により、取引における消費税額や消費税率の記載の義務付けによるそれらの正確な把握、仕入税額控除における益税の排除⁹、ミスの防止といった透明性の確保がなされることとなる。

2022 年 1 月末現在では、国内における請求書記載の運用は経過措置として「区分記載請求書保存方式」が適用されており、本制度への移行に際し、とりわけ二つの大きな変更点を把握しておく必要がある。

まず一点目は、仕入税額控除のために保存を要する請求書の記載事項の追加である。インボイス制度では、区分記載請求書等保存方式にて必要となる 7 つの記載事項に加え、後述する「適格請求書発行事業者の登録番号」及び「税率ごとに区分した消費税額及び適用税率の記載」が必要となる。なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて「適格簡易請求書¹⁰」を交付することが認められている（図表 6,7）。

図表 6 請求書の記載事項の比較表

区分記載請求書等保存方式	適格請求書保存方式（インボイス制度）
① 請求書発行者の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② <u>登録番号</u>
③ 取引の内容	③ 取引年月日
④ 対価の額（税込み）	④ 取引の内容
⑤ 請求書受領者の氏名又は名称	⑤ 対価の額（税込み）
⑥ 軽減税率の対象品目である旨	⑥ 請求書受領者の氏名又は名称
⑦ 税率ごとに合計した対価の額（税込）	⑦ 軽減税率の対象品目である旨
	⑧ 税率ごとに合計した対価の額（ <u>税抜又は税込</u> ）
	⑨ <u>税率ごとの消費税額及び適用税率</u>

（出典）当研究所にて作成

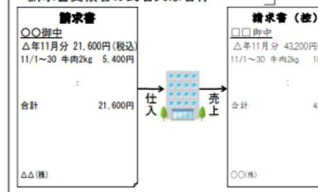
⁸ 国税庁 インボイス制度の特設ウェブサイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

⁹ よく用いられる例として、消費税を納める義務のない消費者から中古車を 500,000 円で買い取った販売店が、一定の要件を満たせば買い取り価格を内税として扱い、税額分を控除対象仕入税額として多く計上できるといったことが挙げられる。この例では 45,455 円が控除対象仕入税額となる

¹⁰ 適格請求書では、税率ごとに区分した消費税額と適用税率の両方の記載が必要であるが、簡易適格請求書ではどちらかの記載でも足りる。また、請求書受領者の氏名または名称を省略することが出来る

図表 7 請求書等保存形式の比較表

	【請求書等保存方式】 (～令和元年(2019年)9月)	【区分記載請求書等保存方式】 (令和元年(2019年)10月～令和5年(2023年)9月)	【適格請求書等保存方式】 (令和5年(2023年)10月～)
請求書等	○ 請求書の記載事項 ・ 請求書発行者の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額(税込) ・ 請求書受領者の氏名又は名称  ○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし ○ 免税事業者も交付可 ⇒ 免税事業者からの仕入税額控除可	- 同左プラス ・ 軽減税率の対象品目である旨 ・ 税率ごとに合計した対価の額(税込) (注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可  - 同左 - 同左	- 同左プラス ・ 登録番号 ・ 税率ごとの消費税額及び適用税率 (注) 「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込  ○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり ○ 登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ○ 免税事業者からの仕入れについて、 ・ 3年間は8.0% ・ その後3年間は5.0% - の仕入税額控除可。
税額計算	○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) $43,200円 \times 8/108 = 3,200円$	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象: $22,000円 \times 10/110 = 2,000円$ 8%対象: $21,600円 \times 8/108 = 1,600円$ 合計: 3,600円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」いずれかの方法に ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」によることができる (例) 積上げ計算の場合 $2,000円 + 1,600円 = 3,600円$ (注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」
特例	—	○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)	—
その他	○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業者が発行する請求書は、記載事項を簡略可(受領者の名称の記載不要)	同左	- 同左(ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止) ○ 適格請求書等の内容につき電磁的記録での提供可

(出典) 国税庁資料より抜粋

次に二点目は、適格請求書の発行には「適格請求書発行事業者」の登録が必要となる点である。適格請求書発行事業者の登録は課税事業者¹¹に限り受けることができ、希望する課税事業者は税務署に登録申請を行い、登録番号等の通知を受けることで適格請求書の発行が可能となる。登録申請手続きは2021年10月から受付が開始されており、2023年5月31日までに登録申請書を提出すれば、インボイス制度が導入される2023年10月1日からの登録の適用を受けることができる(図表8)。

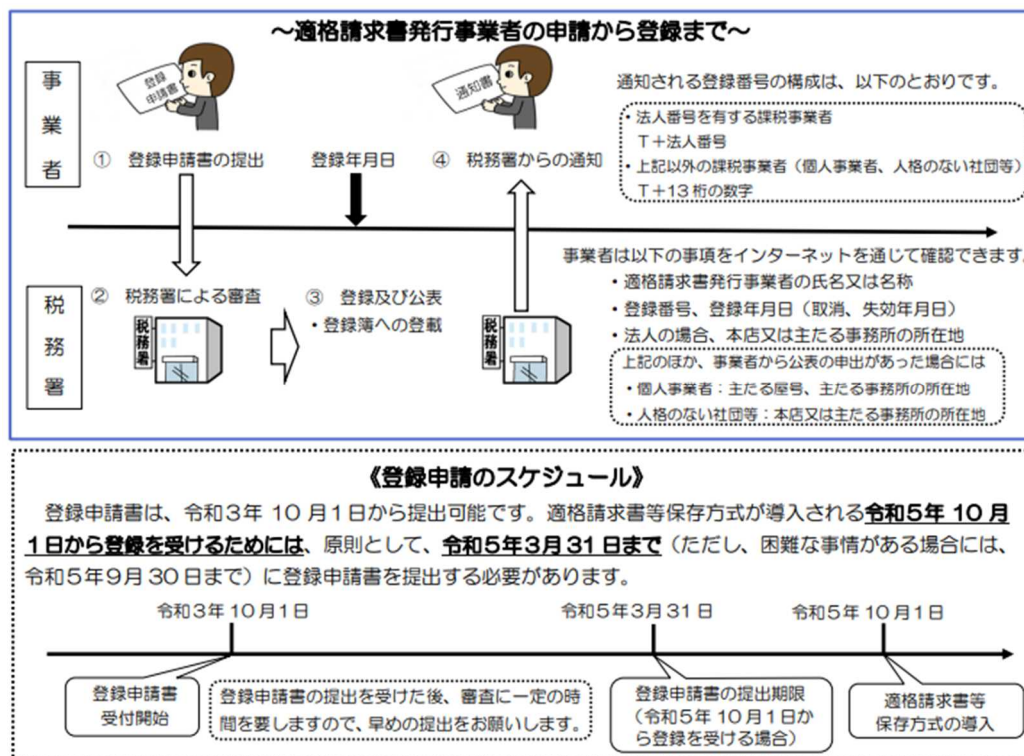
インボイス制度の導入開始以降は、登録事業者は課税事業者からの求めに応じて適格請求書を交付する義務¹²、交付した適格請求書の写しを保存する義務が課される。交付は金額の如何を問わず行わなければならない、書面に代えて電磁的記録による交付も認められている。また、発行した適格請求書の記載事項に誤りがあった場合は、受領者は独自で修正することは認められておらず、発行者は修正した適格請求書を再交付しなければならない。消費税法上、交付した適格請求書への偽りの記載は禁止されており、違反した場合の罰則が設けられている点も重要である。なお、適格請求書の交付方法の特例¹³については本稿では割愛する。

¹¹ 消費税を納付する義務がある法人、個人事業主

¹² 公共交通機関である船舶、バスまたは鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限る)等の適格請求書を交付することが困難な取引は、適格請求書の交付が免除される

¹³ 媒介者交付特例(委託販売等における特例)

図表 8 適格請求書発行事業者の登録申請の流れとスケジュール



（出典）国税庁リーフレットより抜粋

(2) 課税事業者と免税事業者

消費税は全事業者に納付義務があるわけではなく、課税事業者に該当する事業者のみが義務となり、そして本制度においては、課税事業者であるか或いは免税事業者であるかにより制度への対応が異なる。特に免税事業者については注意が必要である。

まず、課税事業者となるのは、基準期間¹⁴における課税売上が1,000万円超の事業者である¹⁵。課税事業者となった事業者は、税務署へ「消費税課税事業者届出書」を提出しなければならない。本制度においては前項に記載の通り、別途適格請求書発行事業者の登録申請も必要である。

次に免税事業者については、売上高が1,000万円以下の事業者が該当し、適格請求書発行事業者の登録は任意となるが、注意点として、免税対象事業者が適格請求書発行事業者の登録をせず免税事業者となった場合、これまで取引のあった買い手の課税事業者は、売り手の当該免税事業者との取引による仕入税相当額の税額控除ができなくなる点である。ただし、買い手の課税事業者への経過措置が設けられており、区分記載請求書等と同様の事項が記

¹⁴ 会計年度の前々年度

¹⁵ その他にも、基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人等は届出が必要である

載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、一定期間は仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる¹⁶。

(3) 海外のインボイス制度

インボイス制度は世界各国でも導入されており、財務省では主要国のインボイス制度の概要を以下の通り公表しているのをご参考いただきたい（図表 9）。

図表 9 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要					(2021 年1月現在)
国 名	E C 指 令	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス	《参考》日 本 【区分記載請求書等保存方式】
仕 入 税額控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を 控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を 控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を 控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を 控除	帳簿及び請求書等の保存が要件 仕入れ等に係る税込価額から一 括して割り戻す形（税込価額 × 7.8/110（軽減対象の場合 6.24/108）で計算した消費税額を控 除
発行資格・ 義 務 者	事業者(220 条) ※ 免税事業者は税額記載 不可 (289 条)	登録事業者 (登録番号が付与される) ※ 非登録事業者(免税事 業者)は発行不可	事業者 ※ 免税事業者は税額記載 不可	事業者 ※ 免税事業者は税額記載 不可	請求書等の発行者に制限なし
記載事項	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等 (226 条)	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	【請求書等の記載事項】 ① 年月日 ② 書類の作成者の氏名又は名称 ③ 書類の交付を受ける当該事業 者の氏名又は名称 ④ 資産又は役務の内容(軽減税率 対象である場合その旨) ⑤ 税率の異なることに区分して合 計した税込対価 ※ 税額の記載は任意
免税事業 者からの 仕 入	—	インボイスがないため、 仕入税額控除できない 非登録事業者がインボイ スを発行した場合にも、税 額控除不可 (当該免税事業者には、 記載税額の納付義務あり)	インボイスに税額の記載 がないため、仕入税額控除 できない 免税事業者が税額記載し た場合にも、税額控除不可 (当該免税事業者には、記 載税額の納付義務あり)	インボイスに税額の記載 がないため、仕入税額控除 できない 免税事業者が税額記載し た場合にも、税額控除不可 (当該免税事業者には、記 載税額の納付義務あり)	免税事業者が発行した請求書等 の場合にも、税額控除を容認

(備考) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。なお、日本及び付加価値税の存在しないアメリカを除くOECD諸国ではインボイス制度が導入されている。

(出典) 財務省ウェブサイトより抜粋

4. 電子インボイスについて

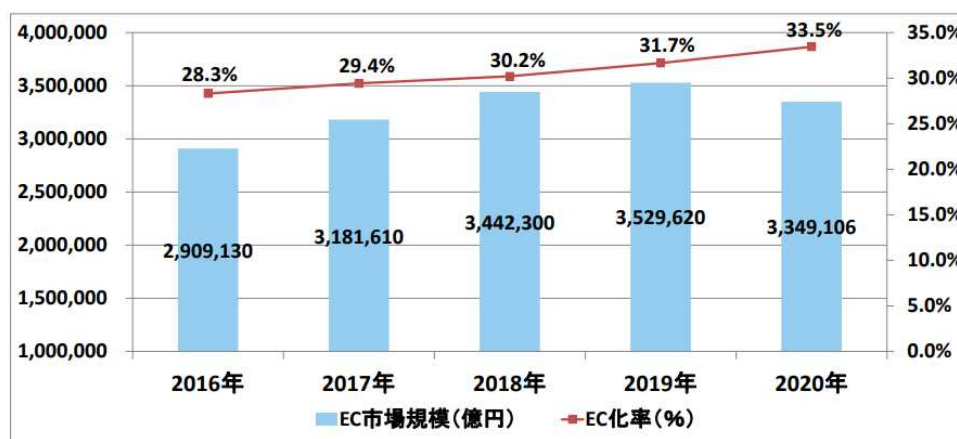
現在、国内では電子取引が拡大しており、例えば EDI¹⁷ (Electronic Data Interchange) による企業間の電子商取引の市場規模は、新型コロナウイルス感染症拡大によるサービス系分野の市場規模の大幅な減少による落ち込みが見られるものの、EC 化率は上昇傾向にある（図表 10）。このような中、現在電子帳簿保存法により EDI 等による請求書の電子取引・保存が認められているが、インボイス制度導入に際して、電子商取引の仕組みとして電子イ

¹⁶ 2023 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで：仕入税額相当額の 80%、2026 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日まで：仕入税額相当額の 50%

¹⁷ 電子データ交換。電子化された注文書等を専用回線やインターネット通信回線によりやり取りをすること

ンボイスの規格の標準化等の取組みが進められているので、本稿においてもその動向について紹介する。

図表 10 企業間 EC 市場規模の推移



（出典）経済産業省「令和2年度電子商取引に関する市場調査報告書」より抜粋

(1) 電子インボイスの概要

電子インボイスとは、インボイス制度にて仕入税額控除に必須となる適格請求書等を電磁的記録として提供したものである。世界各国では既に活用が進んでおり、EUでは2010年代から電子インボイスが利用され、また中国やシンガポール等でも導入が開始されている。

日本での電子インボイスの運用はインボイス制度が適用される2023年10月からとなる予定であるが、現在でも電子帳簿保存法により、電子取引の取引情報や帳簿の電磁的記録等による保存が認められており、電子取引の形態として、EDIや電子メール、ウェブサイトやクラウドサービスからのダウンロード等が活用されている。ただしこれらはその規格や種類は様々であり、企業は今後自社の取引形態や使用しているシステムについて、「3. インボイス制度について」で取り上げたインボイス制度適用による変更点への対応を迫られることとなる。

一方で、日本の電子インボイス取引全体のデジタル化と生産性向上に向け、電子インボイスの日本版標準仕様策定の動きが始まっている。

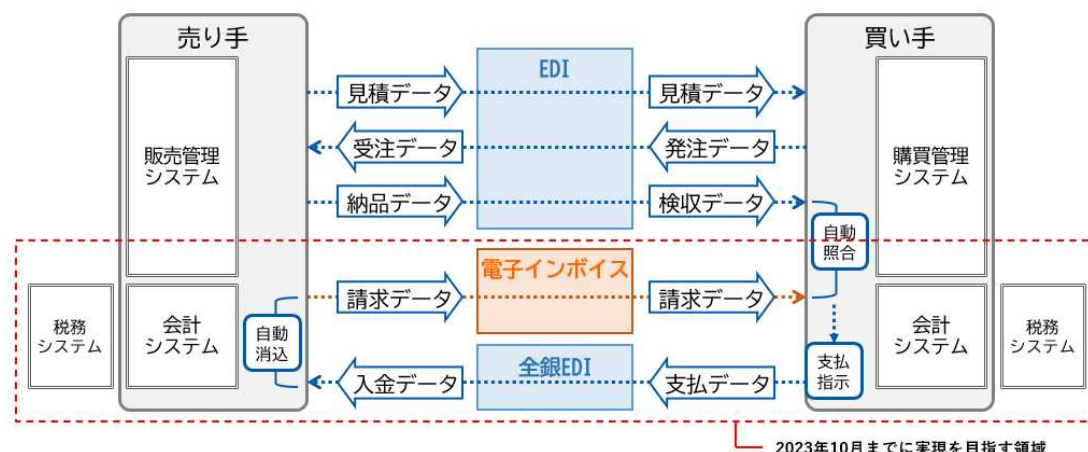
(2) 電子インボイス標準規格「Peppol（ペポル）」

日本の電子インボイスの標準仕様については、現在、電子インボイス推進協議会（EIPA：E-Invoice Promotion Association）により協議が進められている。

EIPAは、日本国内で活動する事業者が共通的に利用できる電子インボイスとシステムの構築を目指し、電子インボイスの標準仕様を策定・実証し、普及促進させることを目的とし

で設立された組織である。インボイス制度の導入に際し、紙・FAX といったアナログなプロセスを電子化するのではなく、請求・支払・決済までの業務プロセス自体をデジタル化¹⁸することを前提として議論を行っている（図表 11）。EIPA では、日本の電子インボイスの標準仕様として、国際規格である「Peppol（Pan European Public Procurement Online：ペポル）」に準拠して策定することを目指している。

図表 11 電子インボイスによるバックオフィス業務全体のデジタル化イメージ図



（出典）電子インボイス推進協議会ウェブサイトより抜粋

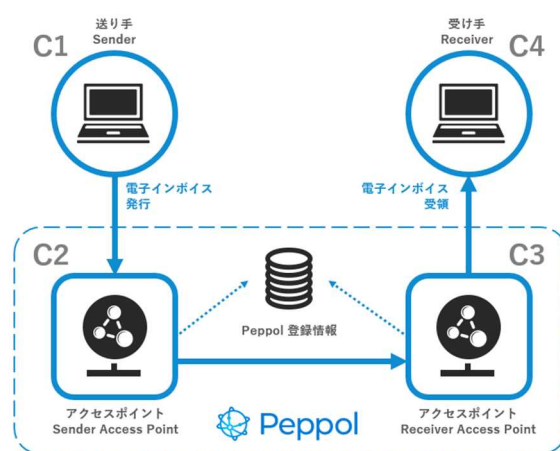
Peppol とは、電子文書をネットワーク上でやり取りするための文書仕様や運用ルール等に関する国際規格であり、ベルギーの法律に基づく国際的な非営利組織である「OpenPeppol」という団体により管理されている。

日本における Peppol に関する協議はデジタル庁と EIPA の官民連携により取り組まれている。2021 年 9 月にはデジタル庁が OpenPeppol の正式メンバーとなり、今後国内の管理局（Peppol Authority）として Peppol ネットワークの参加者を管理するとしている。

Peppol による電子インボイスのやり取りのイメージは、電子インボイスの発行者と受領者のそれぞれが Peppol ネットワーク上に自身のアクセスポイントを有することにより、Peppol ネットワークを介してデータを送受信することが出来るというものである（図表 12）。導入によるメリットとして挙げられているのは、Peppol への請求データの取り込みや Peppol を介して受領したデータを社内の会計システム等と直接連携させることにより、事務作業の大幅な省力化が図られる点や、電磁的記録のみのやり取りにより実務担当者の在宅勤務にも寄与する点である。また、Peppol は海外での普及が進んでおり、今後さらなる拡大が見込まれていることから、日本企業の海外取引に対しての寄与も期待できるとされている。

¹⁸ 紙を電子データに置き換える「電子化（Digitization）」ではなく、業務プロセス全体の「デジタル化（Digitalization）」を目指している

図表 12 「Peppol」イメージ図



（出典）電子インボイス推進協議会ウェブサイトより抜粋

5. 建設業のインボイス制度対応への課題

インボイス制度の導入に際し、建設業において取り上げられている問題点を紹介する。

（1）一人親方への影響

「3. インボイス制度について」において、課税事業者は適格請求書発行事業者の登録が必要であることを紹介した。これに関連して、インボイス制度の導入における建設業での問題点として多く指摘されているのは、一人親方に対しての影響である。

前述した通り、インボイス制度下では売上高が 1,000 万円以下の事業者は免税事業者であり、制度適用以降、課税事業者となるか或いは免税事業者となるかの選択が可能である。課税事業者を選択した場合は、適格請求書等の発行と保管の義務、取引で生じた消費税の納税義務が発生するが、一方で免税事業者を選択した場合は、取引で発生した納税義務は免除され、適格請求書等の発行ができなくなる。

このことが一人親方に与える具体的な影響として考えられているのが、課税事業者との取引における契約額への影響である。これまでは、一人親方は免税事業者であった場合には消費税の納税義務がなく、また、課税事業者である元請または上位請負業者は一人親方への支払についての仕入税額控除が認められていた。一方、インボイス制度下では、一人親方が免税事業者であった場合は適格請求書等を発行できないため、元請または上位請負業者は仕入税額控除ができず、仮に従来の税込金額と同額の契約額とした場合は課税事業者の納税負担が増えることとなる。そのため、課税事業者が認める場合を除き、一人親方の課税事業者との契約は常に税抜額となり、一人親方が確保できる利益が減少する可能性がある¹⁹。

¹⁹ 元請または上位請負業者が簡易課税制度を適用している事業者である場合は、従来通り税込での請求が可能と思われる

よって、インボイス制度導入以降、免税事業者である一人親方は消費税の納税義務の免除というメリットがなくなり、簡易課税制度の利用も含めて、課税事業者となり納税を行うか、免税事業者として税抜額で取引を行うかの選択をしなければならないこととなる。

(2) 実務担当者への影響

建設業に限ったことではないが、インボイス制度の導入による実務担当者への影響も懸念される。

建設業ではゼネコンを中心として、一定の規模・期間の工事を請負う場合、多くは施工場所或いはその近辺に事務所を仮設する。事務所では施工管理が行われる傍ら、請求書の請求内容の確認等の事務作業が行われており、その後の最終的な事務処理は管轄する事業所にて一括で行うことが多い。そして、施工する工種や場所により業界内外の様々な業者との取引があるため、請求内容も幅広く、請求書等の取扱いには非常に多くの人員が携わっている。

そのため、インボイス制度の導入によって、実務担当者は関係者に対する制度運用へのフォローや、修正が必要な適格請求書等の発行者への再発行依頼等、煩雑な業務が増加することが予想される。また、自社システム内で取引先を識別コードにて管理している場合の適格請求書発行事業者の登録番号との紐づけ等の手間のかかる事項にも対応しなければならないと考えられる。さらには今後電子インボイスが普及すれば、業務がより複雑化することが予想され、実務担当者はより広範な見識を求められる可能性も考えられよう。

6. おわりに

本稿では 2023 年 10 月から導入される適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度について、関連する消費税や電子インボイスを含めて概説した。また、建設業における課題として一人親方と実務担当者の対応について挙げた。

インボイス制度は、未だ広く認識されていない制度であるが、紙や FAX といったアナログな部分が多く残る建設業のバックオフィス環境を変える一つの分岐点になると考える。本制度への対応に際して、特に電子インボイスの活用を各建設企業が積極的に図ることとなれば、企業単位での業務改善は進んでいくであろう。しかしながら、こういった大幅な制度改定がなされるタイミングで、個々の企業の業務改善に留まってしまうのは些か勿体ないと思う。この機を端緒として、大手ゼネコンや準大手ゼネコンが一体となって、建設業界全体のバックオフィス環境の効率化を目指すべく、電子インボイスの積極的普及や請求書様式の統一等が図られることを願う。

(担当：研究員 櫻井 将司)

私事であるが、この3月で娘が保育園を卒園する。3月生まれなので、一月後に生まれた子はまだ年中さんという年回り。他の子に比べてもまだまだ幼さが目立ち、親から見ればいっそいじらしいといった様子ではあるが、最近はずいぶん大人びて来た感もある。

特に、興味を持った分野へののめりこみが面白い。なぜか今年になって忍者にはまり、修行と銘打って戦輪だ火車剣だとマニアックな暗器を折り紙やビーズ細工でつくっては保育園や家で技(?)を披露するにとどまらず、苦手だった平仮名カタカナをほぼマスターしていつの間にか80ページを超える児童書に食らいつき、わからない言葉はもらったばかりの国語辞典を引き引き読み込んでいる。字を読むことに自信がついてきたのか、商品のパッケージや町中の看板など、思いもかけないところの文字を読んで「これ何?」からはじまり、「なんでこれはこういう名前なんだろう」「なんでここにあるのかな」「これはきっと〇〇が原因でこうなってるんじゃないかな」と論理思考や科学的興味をも発達させはじめた。必要は発明の母というものの、やる気になった人間のエネルギーというのはすごいものだなあと、見ているこちらが目を見張る思いでいる。

今年度の研究において、コロナ禍をものともせず、むしろニューノーマルを味方につけて新しいやり方にチャレンジしていく大人たちを何人も取材させていただいた。「新しいおもちゃを与えられた子供のよう」という言い回しがあるが、取材をしていく中で、ニューノーマルというある意味での追い風を受けて、新たなやり方がつつりと四つに取り組んでいく大人たちと、我が子の姿が重なった。子供のようなワクワクを突き詰めていくと、ビジネスの最先端にたどり着くのだろうか。

現在の課題の一つとして、新しい働き方への取組があげられるだろう。コロナ禍により、日本人の、特に首都圏のサラリーマンの働き方は大きく変わった。通勤を7割削減することが求められ、あらゆる業界で可能な限りのテレワークが行われた。筆者もご多分に漏れず、ほぼ週4回の頻度でテレワークを実施している。研究という業務の関係上、資料収集や執筆、オンラインでの取材等、自宅でできることは多いが、どうしても一人で悩んでも煮詰まってくる。通勤に往復2.5時間弱かかるのは共働き家庭にはなかなかの負担であるものの、週に1回か2回出て上司や同僚と打ち合わせ、時に雑談することでブレイクスルーが起きるのを何度も経験した。体感的にも、出勤と在宅勤務のハイブリッド型がこれからの勤務の理想形となっていくだろう。さらに、自宅から国内やときに海外とオンラインでつないでの取材や講演会も一般的になっている。オンラインで、自宅でできることの幅はここ2年で大きく広がった。私たちなりのやり方を模索しながら作り出していく作業は、私にとってもワクワクするものである。我が子に負けず、目を輝かせて取り組むことができているだろうか。反省しながら今後も活動を続けていきたい。

(担当：研究員 高崎 久美子)